

経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価申請・総合評定値請求)

【宮崎県知事許可業者用】

令和8年7月1日以降の申請用

- この手引きは、宮崎県知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）の申請手続き等を説明したものです。
- 申請書等の作成方法や、面接の際に提示する書類の内容についてよく確認し、記入漏れや間違い、面接時の不足書類等、不備がないようにしてください。

虚偽申請を行った場合は、営業停止などの厳しい処分の対象となるほか、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金の対象となります。
また、入札参加している国又は地方公共団体等の判断により、入札参加資格停止・取消等になります。

令和8年5月

宮崎県 県土整備部 管理課

注 意 事 項

- 経営事項審査の結果通知書は、申請書の提出から面接審査などを経て約3～4か月で発送することとしています。結果通知書が届くまでの時間的余裕を十分見込んだうえで、早めに申請してください。当該期間の短縮は一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。
- 今後、提出・提示書類の変更などの申請に係る取扱いや、関係法令の改正があったとき等、制度の変更があった場合は、建設業者研修会や管理課のホームページ等で随時お知らせします。また、それに対応してこの手引きも随時改訂を行います。したがって、申請等を行う方は、事前に必ず最新の情報を確認してください。
- 経営事項審査のうち、経営状況分析に関する事項（申請方法や必要書類等）は、登録経営状況分析機関へお問い合わせください。

手引きの概要

この手引きは、①概要編、②記入例編、③資料編の3つの章に分かれています。

- ①概要編** 経営事項審査の概要や、申請書提出から結果通知までの流れ、申請にあたっての留意事項等をまとめています。
- ②記入例編** 申請書の記入例とともに、記入のポイントや間違いやすいポイント等をまとめています。
- ③資料編** 申請書作成にあたり必要なコード表や、申請書のチェックリスト、面接への持参物一覧、各種資料をまとめています。

この手引きに関してご不明な点等がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

宮崎県県土整備部管理課建設業担当 電話番号 0985-26-7176

目 次

① 概要編

1	経営事項審査の概要	P 5
1	1 経営事項審査とは	P 5
2	2 審査基準日	P 5
3	3 有効期間	P 5
2	経営事項審査の仕組み	P 6
1	1 経営事項審査の評価の構成	P 6
2	2 総合評定値（P）の算出方法等	P 6
3	3 申請方法	P 6
4	4 提出方法等<経営規模等評価申請>	P 7
1	1 申請時に必要な書類	P 7
2	2 提出部数及び綴じ方	P 8
3	3 経営事項審査申請書の提出時のチェックリスト	P 9
4	4 提出先	P 10
5	5 手数料	P 10
5	5 申請の流れ	P 11
6	6 結果通知書の見方	P 13
7	7 結果通知書受領後の留意事項等	P 14
1	1 経審結果の効力の失効について	P 14
2	2 許可業種を追加した場合の再受審について	P 14
3	3 結果通知書を紛失した場合について	P 14
4	4 審査結果の公表について	P 14
8	8 申請にあたっての留意事項等	P 15
1	1 業種区分の適切な仕分けについて	P 15
2	2 一式工事（土木一式工事・建築一式工事）の考え方について	P 16
3	3 完成工事高の合算（業種間積み上げ）について	P 17
4	4 決算期変更等について	P 17
5	5 経営事項審査の実績等の承継について	P 18
6	6 技術者制度について	P 18
9	9 申請書の正確な記載について	P 20
10	10 虚偽の申請への行政処分及び立入検査等について	P 20
1	1 主な立入検査対象業者	P 20
2	2 行政処分等について	P 20
3	3 罰則について	P 20

② 記入例編

1	1 経営規模等評価申請書<様式第25号の14>1枚目	P 22
2	2 経営規模等評価申請書<様式第25号の14>2枚目	P 24
	経営状況分析結果通知書の見方	P 26
	決算期を変更した場合の利益額の記載例	P 27
3	3 工事種類別完成工事高<別紙1>	P 28
	工事種類別完成工事高のパターン別記入例	P 30

4	その他の審査項目（社会性等）＜別紙3＞	P 34
5	技術職員名簿＜別紙2＞	P 41
	CPD単位の算出の仕方	P 42
6	技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）＜別記様式1＞	P 44
7	実務経験者名簿（経営事項審査用）＜別記様式2＞	P 46
8	建設機械の保有状況、エコアクション21・ISOの取得状況＜別記様式3＞	P 48
	自動車検査証記録事項の見方	P 50
	移動式クレーン検査証、特定自主検査記録表の見方	P 51
	ISO（エコアクション21）登録証の見方	P 52
9	CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）＜様式第4号＞	P 53
10	技能者名簿＜様式第5号＞	P 54
11	【参考】様式第4号、第5号の作成の可否＜フロー図＞	P 55
12	【参考】用語のちがい（技術職員、技術者、技能者など）	P 56
13	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書＜様式第6号＞	P 57
14	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書＜様式第7号＞	P 59
	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」誓約書の見方	P 60
15	「資本金借入金」該当証明書	P 61
16	工事経歴書＜様式第二号＞	P 62
	完成工事の仕分けの仕方	P 64
	工事経歴書の記載の流れ＜フロー図＞	P 65
	工事経歴書のパターン別記載例	P 66
17	手数料証紙貼り付け書	P 68

③ 資料編

1	面接審査当日に提出・提示する書類一覧表＜チェック表＞	P 70
2	建設業法による建設工事の業種区分一覧表	P 73
3	各種コード表＜申請等の区分、処理の区分＞	P 78
4	各種コード表＜許可を受けている建設業、建設業の略号、業種コード＞	P 79
5	各種コード表＜市町村コード、指定学科一覧表＞	P 80
6	業種別有資格区分コード表	P 81
7	登録基幹技能者の種類一覧	P 85
8	認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業一覧	P 86
9	建設業者研修会及び県庁管理課ホームページのご案内	P 87

① 概 要 編

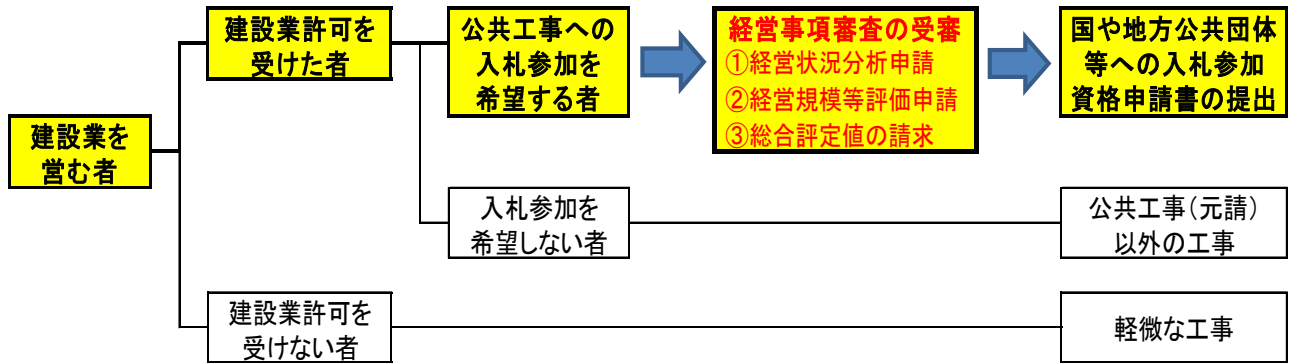
1 経営事項審査の概要

【1】 経営事項審査とは

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする業種ごとに建設業者が必ず受けなければならない審査です。

民間工事や下請工事のみを行う場合や、公共工事の入札への参加を希望しない業種については経営事項審査を受ける必要はありません。

<建設業者と経営事項審査の関係>



【2】 審査基準日

経営事項審査では、原則として申請をする日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）が審査基準日となります。（法人成りや、個人事業主が親族へ事業承継をする場合、会社において合併等を行う場合、決算期変更等を行う場合等の特殊ケースにおいては審査基準日が異なります。）

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えて3か月以上経過している場合、原則として従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

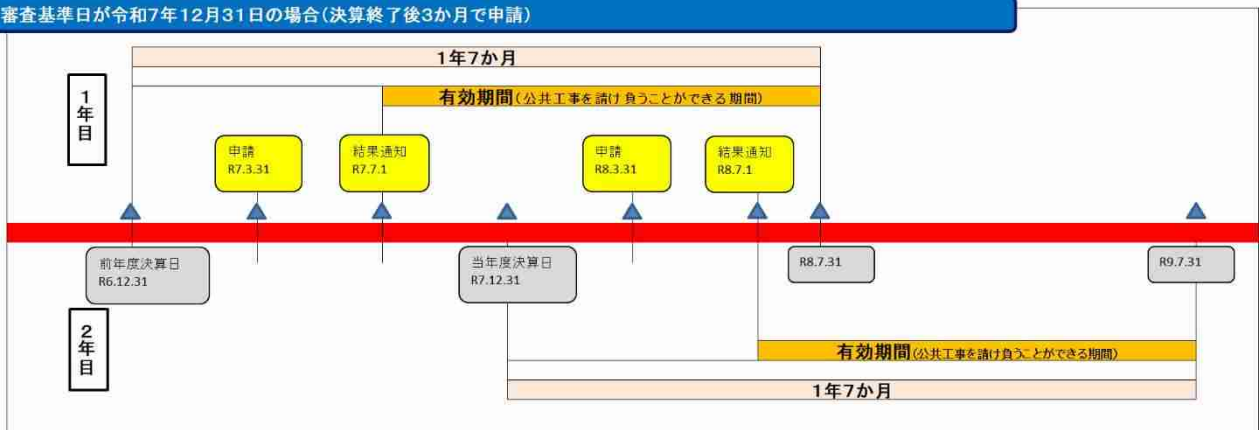
【3】 有効期間

経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7か月の間です。この「1年7か月」の期間は、審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってから期間ではありません。

公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7か月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。

従って、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。そのため、決算後3か月以内を目安に経営事項審査申請書を提出することが必要です。申請が遅れると、有効期間に空白が生じる場合がありますが、申請が遅れたとしても、審査を前倒しで行うことはできませんのでご注意ください。

【例】審査基準日が令和7年12月31日の場合（決算終了後3か月で申請）



2 経営事項審査の仕組み

【1】経営事項審査の評価の構成

経営事項審査は、次に掲げる事項について数値による評価をします。（建設業法第27条の23）

- 1) 経営状況（Y） 財務諸表から算出される指標を用いて評点を付けます。
- 2) 経営規模等（X, Z, W） 完成工事高や技術職員数などの規模的な指標や社会性等に関する指標を用いて評点を付けます。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)「経営規模等（X, Z, W）」に係る評価（経営規模等評価）の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)「経営状況（Y）」に関する分析（経営状況分析）の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値（『総合評定値（P）』）を通知しなければならないとされています。

【2】総合評定値（P）の算出方法等

算出方法は、完成工事高等の項目ごとにその数値に基づいて評点化し、それを重み付けして合計する仕組みになっています。客観的事項全体に係る数値である「総合評定値（P）」の算式、及び審査項目ごとのウエイト等は、以下のようになります。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X1) + 0.15 (X2) + 0.20 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

総合評定値（P）の点数	申請日	最高点	最低点
	R8.6.30 以前	2,159 点	6 点
	R8.7.1 以降		163 点

項目区分		審査項目		最高点	最低点	ウエイト	審査機関	
経営規模等	経営規模	X1	① 完成工事高（業種別）	2,309	397	0.25	宮崎県	
		X2	① 自己資本額	2,280	454	0.15		
	技術力	Z	② 利払前税引前償却前利益					
		Z	① 技術職員数（業種別）	2,441	456	0.25		
	その他の審査項目（社会性等）	W	Z	② 元請完成工事高（業種別）				
			W	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	R8.6.30 以前の申請			0.15
				② 建設業の営業継続の状況	2,073	▲1,837		
			③ 防災活動への貢献の状況					
			④ 法令遵守の状況					
			⑤ 建設業の経理の状況	R8.7.1 以降の申請				
⑥ 研究開発の状況								
⑦ 建設機械の保有状況			2,073	▲788				
⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況								
経営状況	Y	負債抵抗力	① 純支払利息比率	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関	
			② 負債回転期間					
		収益性・効率性	③ 売上高経常利益率					
			④ 総資本売上総利益率					
		財務健全性	⑤ 自己資本対固定資産比率					
			⑥ 自己資本比率					
		絶対的力量	⑦ 営業キャッシュフロー					
			⑧ 利益剰余金					

3 申請方法

1) 経営状況分析（Y）

経営事項審査に必要な経営状況分析（Y）については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関（「登録経営状況分析機関」という。）が行います。なお、経営状況の分析の申請の方法、必要書類等は登録経営状況分析機関（P25参照）にお問い合わせ下さい。

2) 経営規模等評価（X・Z・W）

宮崎県知事許可業者は、宮崎県知事あての「経営規模等評価申請書」、その他必要書類を揃えて、主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所または西臼杵支庁へ提出して下さい（建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCI P）による申請も可）。

4 提出方法等<経営規模等評価申請>

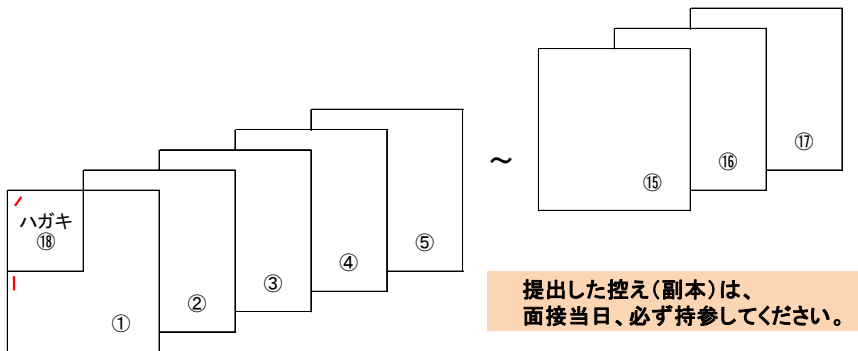
【1】申請時に必要な書類

- | | |
|--|-----------|
| ① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（1枚目）
＜建設業法施行規則 別記様式第25号の14（20001帳票）＞ | 作成例 P 22～ |
| ② 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（2枚目）
＜建設業法施行規則 別記様式第25号の14（20001帳票）＞ | 作成例 P 24～ |
| ③ 工事種別完成工事高（別紙一）
＜建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙1（20002帳票）＞ | 作成例 P 28～ |
| ④ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
＜建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙3（20004帳票）＞ | 作成例 P 34～ |
| ⑤ 技術職員名簿（別紙二）
＜建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙2（20005帳票）＞ | 作成例 P 41～ |
| ⑥ 技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）（別記様式1） | 作成例 P 44～ |
| ⑦ 実務経験者名簿（経営事項審査用）（別記様式2） | 作成例 P 46～ |
| ⑧ 建設機械の保有状況、エコアクション21・ISOの取得状況（別記様式3） | 作成例 P 48～ |
| ⑨ CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）（様式第4号） | 作成例 P 53～ |
| ⑩ CPD単位取得者の確認書類として以下のもの
・ ⑤又は⑨に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の写し（審査基準日前1年間の取得状況） | |
| ⑪ 技能者名簿（様式第5号） | 作成例 P 54～ |
| ⑫ レベル向上者及び控除対象者の確認書類として以下のもの
・ ⑪に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し
※審査基準日以前3年間に受けたもの
・ ⑪に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し
※審査基準日の3年前の日以前に受けたもの
※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は提出不要
・ ⑪に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の写し
※施工体制台帳の作成義務がない建設工事にものみ従事した場合は提出不要 | |
| ⑬ ④のその他の審査項目で、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当がある場合、確認書類として以下のもの
・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6条） | 作成例 P 57～ |
| ⑭ ④のその他の審査項目で、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無に該当がある場合、確認書類として以下のもの ※令和8年7月1日改正以降の申請から
・ 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号） | 作成例 P 59～ |
| ⑮ ②の自己資本額に資本金が含まれる場合、確認書類として以下のもの
・ 「資本金借入金」該当証明書 | 作成例 P 61～ |
| ⑯ 工事経歴書（様式第二号）
＜毎年受審している業者は直近の1期分、初めて受審の業者は2期もしくは3期分が必要＞ | 作成例 P 62～ |
| ⑰ 手数料証紙貼り付け書 | 作成例 P 68～ |
| ⑱ 経営事項審査面接日時指定票（ハガキ）
＜土木事務所、西臼杵支庁で配布されるハガキに住所・商号名称等を記入＞ | |

※上記①～⑱は、[県庁管理課ホームページから最新版の様式をダウンロード](#)して作成してください。

【2】 提出部数及び綴じ方

上記①～⑰の書類を順番に並べ、下に示すイメージで申請書の左端をホチキスで綴じてください。最後に、⑱の経営事項審査面接日時指定票（ハガキ）に必要事項（郵便番号、住所、商号名称等）を記載し、①～⑰とともに申請書の左側上部をホチキスで綴じてください。



上記①～⑱以外の書類については綴じ込まないでください。
面接時に持参すべき書類が添付されている場合がありますが、面接時にはあらためてご準備していただくこととなりますのでご注意ください。

【3】 経営事項審査申請書の提出時のチェックリスト

	書類名	様式番号	チェック欄	備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（1枚目）	様式第25号の14 （20001帳票）	<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
2	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（2枚目）	様式第25号の14 （20001帳票）	<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
3	工事種類別完成工事高（別紙一）	別紙1 （20002帳票）	<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
4	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	別紙3 （20004帳票）	<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
5	技術職員名簿（別紙二）	別紙2 （20005帳票）	<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
6	技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）	別記様式1	<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
7	実務経験者名簿（経営事項審査用）	別記様式2	<input type="checkbox"/>	※実務経験が不要な資格保有者は提出不要
8	建設機械の保有状況、エコアクション21・ISOの取得状況	別記様式3	<input type="checkbox"/>	※建設機械の保有（又はリース）がなく、エコアクション21やISOも取得していない場合は提出不要
9	CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）	様式第4号	<input type="checkbox"/>	※記入対象となる技術者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者ともに0人の場合は提出不要（P55で作成の要否を確認してください。）
10	CPD単位取得者の確認書類として以下のもの			
	① 5又は9に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の写し（審査基準日前1年間の取得状況）		<input type="checkbox"/>	※CPD単位取得者が0人の場合は提出不要
11	技能者名簿	様式第5号	<input type="checkbox"/>	※記入対象となる技能者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者ともに0人の場合は提出不要（P55で作成の要否を確認してください。）
12	レベル向上者及び控除対象者の確認書類として以下のもの			
	① 11に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し（審査基準日以前3年間に受けたもの）		<input type="checkbox"/>	※レベル向上者が0人の場合は提出不要
	② 11に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し（審査基準日の3年前の日以前に受けたもの）		<input type="checkbox"/>	※レベル向上者が0人の場合は提出不要 ※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は提出不要
	③ 11に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の写し		<input type="checkbox"/>	※レベル向上者も控除対象者も0人の場合は提出不要 ※施工体制台帳の作成義務がない建設工事のみに従事した場合は提出不要
13	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	様式第6号	<input type="checkbox"/>	※4のその他の審査項目において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況が非該当の場合は提出不要
14	建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無の確認書類として以下のもの （令和8年7月1日改正以降の申請のみ）			
	① 「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」に関する誓約書	様式第7号	<input type="checkbox"/>	※4のその他の審査項目において、建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無が非該当の場合は提出不要
15	「資本金性借入金」該当証明書 （審査基準日が令和7年3月31日以降の申請のみ）		<input type="checkbox"/>	※資本金性借入金がない場合は提出不要
16	工事経歴書	様式第二号	<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
17	手数料証紙貼り付け書		<input type="checkbox"/>	【全業者必須】
18	経営事項審査面接日時指定票（ハガキ）		<input type="checkbox"/>	【全業者必須】

【4】提出先

主たる営業所の所在地を管轄する以下の土木事務所又は西臼杵支庁の窓口にて、書類を直接提出してください。なお、郵送での受付はできません。

提出先事務所	所在地	電話番号
宮崎土木事務所	〒880-0805 宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7285
日南土木事務所	〒887-0031 日南市戸高1-12-1	0987-23-4661
串間土木事務所	〒888-0001 串間市大字西方8970	0987-72-0134
都城土木事務所	〒885-0024 都城市北原町24-21	0986-23-4512
小林土木事務所	〒886-0004 小林市細野367-2	0984-23-5165
高岡土木事務所	〒880-2221 宮崎市高岡町内山3100	0985-82-1155
西都土木事務所	〒881-0005 西都市大字三宅下鶴9451	0983-43-2221
高鍋土木事務所	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870-1	0983-23-0001
日向土木事務所	〒883-0046 日向市中町2-14	0982-52-4171
延岡土木事務所	〒882-0872 延岡市愛宕町2-15	0982-21-6143
西臼杵支庁	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-2181

【5】手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれで手数料がかかります。

手数料については、以下の審査手数料一覧表のとおりです。また、手数料の「納付方法」については、宮崎県知事許可業者は、宮崎県収入証紙により納めていただくことになっています。

経営状況分析申請 (Y)

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録経営状況分析機関にお問い合わせ下さい。

経営規模等評価申請 (X・Z・W)

8,100円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求 (P)

400円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき200円を加算した額。

注意

- ・収入印紙ではありませので、間違えないよう気を付けて下さい。
- ・収入証紙を貼付する用紙(手数料証紙貼り付け書)の作成例は、P68を参照してください。
- ・手数料を算出する際は、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は審査対象建設業としてカウントしません。

<審査手数料一覧表> (下記「手数料」欄の金額分の収入証紙が必要です)

審査対象業種数	経営規模等評価(X・Y・Z)	総合評定値(P)	手数料(円)	審査対象業種数	経営規模等評価(X・Y・Z)	総合評定値(P)	手数料(円)
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

5 申請の流れ

○決算が終了してから、経営事項審査の審査結果が出るまでの流れは以下のとおりです。

① 各建設業者の「決算終了」

- 個人事業者は毎年12月31日、法人は各企業の決算日。
- 原則、決算日が経営事項審査の審査基準日となります。

② 申請者が「経営状況分析」を任意の登録経営状況分析機関に申請

- 申請方法や必要書類は、任意の分析機関にお問い合わせください。(P25参照)
- 分析結果通知が届いたら内容を確認してください。

③ 申請者が「経営事項審査申請書(経営規模等評価申請書・総合評定値請求書)」を作成

- この手引きをよくご確認のうえ作成してください。
- 単なる記入ミスでも虚偽申請に繋がりますので、一つひとつ正確に記載してください。
- 行政書士会に加入していない公認会計士、税理士及び商工会等は、経営事項審査の書類等の作成を代行業として行うことはできません。

④ 申請者が「経営事項審査申請書」を提出

- この手引きP9の「経営事項審査申請書の提出時のチェックリスト」を活用して、添付漏れがないかチェックの上、管轄の各土木事務所または西臼杵支庁の窓口提出してください。
- ※ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による申請可
- 提出時期の目安は、決算終了後3か月以内です。提出が遅れた場合は、結果通知書の発行が遅れます。

⑤ 管理課が「経営事項審査面接日時指定票(ハガキ)」を申請者(各建設業者)宛に郵送(申請書を提出した翌月の15日前後)

- ハガキに面接日時と会場が記載されていますので、ご確認ください(日時は県庁ホームページにも掲載)。
- 申請者数等の関係により、面接会場が前年と異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 原則、指定の日時での面接となりますが、都合が悪い場合は面接日時を変更しますので、事前に管理課に連絡してください。(指定日時の前月への日程変更はできません。)

(管理課による事前書類審査の実施)

- 提出された経営事項申請書及び付帯書類について、申請内容の事前書類審査を行います。
- 申請内容に疑義が生じた場合は、申請書2枚目に記載の連絡先へ、内容の確認や補足書類の提出依頼を行います。
- 管理課から連絡があった場合は、早急に事実確認のうえ、回答又は資料の修正をしてください。疑義が解消できない場合は、面接に進むことができません。
- 工事経歴書記載の発注者に対し工事内容について確認をすることがあります。
- 記載内容に誤りがあった場合は、管理課担当者の依頼に基づき、取り急ぎFAXで修正版の送付をしていただきます(面接時に、修正した部分の申請書を提出してください)。

⑥ 「**経営事項審査(面接審査)**」の実施(申請書提出月の翌々月)

- ハガキに記載された注意事項をよくお読みになり、指定の面接会場に遅れずにお越しください。
- 面接には原則代表者等の経営の責任を有する方が出席してください。なお、**内容について詳細に聞き取りを行います**ので、申請書の内容や会社の決算等について精通された方もできるだけご同席ください。
- 事前書類審査で**修正の指示があった場合は、申請書の修正部分を提出**してください。
- 審査を円滑に行うため、**必要書類(この手引きP70~72の「面接審査当日に提出・提示する書類一覧表<チェック表>」を確認のうえ事前に整理し、申請書類の対応資料等について該当部分に付箋**などをし、面接では速やかに書類等を提出及び提示できるようご準備ください。
- 申請書の記入間違い部分を面接担当者が伝えますので、**申請書控えをその場で修正**してください。
- 当日ご準備いただく**書類の不足が多い場合や聞き取り内容に疑義がある場合は再面接**になり、結果通知書の発行が遅れますので、申請書の中身や持参すべき書類を十分ご確認のうえ、面接に臨んでください。
※準備する書類で不明な点がある場合は、事前に管理課までご連絡ください。

(面接の手順)

- 1 面接会場に設置のボードに業者名を記入してください。
- 2 待合スペースにて、順番が来るまで待機してください。
- 3 先に業者名を記入された業者から、面接審査を行います。
- 4 1項目ずつ申請内容について確認しますので、間違いがないか返答してください。
- 5 書類持参忘れ等があった場合は面接終了時に「不足書類票」を渡しますので、確認してください。

- 面接時に**回答できなかった事項の確認や不足書類の提出は、不足書類票に基づき早急に行ってください**。
- 面接を受けた後に申請書記載内容の誤り等に気付いた場合、**面接日より1週間以内の申し立てに限り、当該項目について申請内容の修正を受け付けます**。早急に管理課に申し出ていただくとともに、確認資料を提出してください。

(管理課による**最終審査**の実施)

- 面接が終了した経営事項審査申請書及び付帯書類について、面接時に確認した内容含め、申請内容の最終審査(技術職員数と完成工事高との相関分析や、登録分析機関からの情報提供に基づく財務状況の確認を含む。)を行います。
- 審査内容について**疑義が解決できない場合、結果通知書は発行できません**。

⑦ 管理課が「**結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)**」を申請者(各建設業者)宛に送付(審査終了後の3~4週間後) ※不足書類がある場合は発行が遅れます。

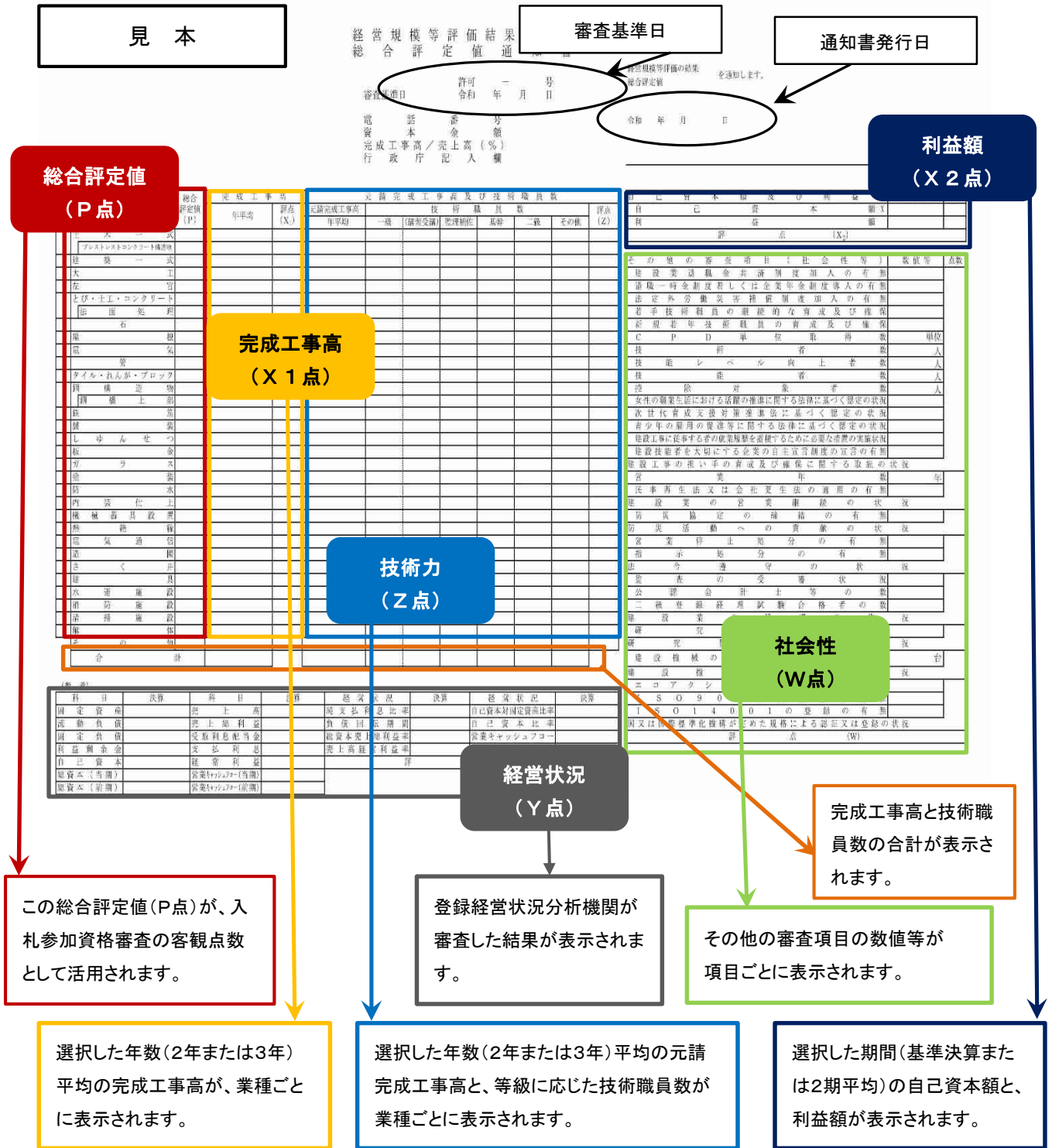
- 通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をしてください。
- 面接後4週間経過しても通知書が届かない場合は、管理課までご連絡ください。

⑧ **審査結果の公表**

- 経営事項審査の結果は、公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止を目的として、インターネットにより公表を行います。

事前書類審査において誤った記載があった場合や、面接審査において不明確な回答により疑義が生じた場合は、重点審査対象業者として、建設業法の規定により立入調査を行うこととなります。

6 結果通知書の見方



7 結果通知書受領後の留意事項等

【1】 経審結果の効力の失効について

建設業許可と経営事項審査とは表裏一体の関係にあります。個人からの法人成りであって、新たに法人で新規許可を受けた場合（建設業の譲渡及び譲受けの事前認可制度による許可の承継（※）を受けていない場合）、個人から法人へ建設業許可は引き継がないため、個人の許可が失われると同時に、個人事業者としての経審結果通知もその効力を失います。個人から他の個人が事業を承継した場合も同様です。

また、許可の更新切れにより許可が失効した場合には、建設業許可そのものを喪失しますので、その時点で有していた経審の結果も無効となります。

いずれの場合も、改めて経審を受審しなければ、公共工事を直接に請け負うことはできなくなります。

※ 事前認可制度による許可の承継を受けた場合、承継先は承継元の経審結果をそのまま承継します。

【2】 許可業種を追加した場合の再受審について

既に経営事項審査の結果通知を受けている審査基準日（直近の決算日に限る）で、許可業種を追加した上で、再度、経営事項審査を受け直すことができます。再経審を希望する場合は、通常どおりの申請書に、再経審の対象となる結果通知書を添付して提出してください。

なお、従来から（当該経営事項審査の申請書を提出する前から）持っていた許可業種の中で、経審を受けていなかった業種や、他の業種に完成工事高を合算した業種を追加して再受審することはできません。

また、追加業種に関する技術者数、資格の追加は認めますが、他の審査項目については当初の経審の審査結果を修正・変更することはできません。なお、審査手数料は追加した業種分だけでなく、すでに結果通知を受けた業種分も必要です。

なお、業種追加における再受審をする場合は、事前に必ず管理課までご連絡ください。

【3】 結果通知書を紛失した場合について

結果通知書を紛失したとしても、再発行はできませんが、県に控えてある結果通知書に原本証明をする形で、結果通知書の写しの交付を受けることができます。

この場合は、発行手数料400円を県の収入証紙で納める必要があります。原本証明の交付窓口は、管理課（県庁防災庁舎9階）となりますので、会社のゴム印を持参の上、直接来課してください。（事前に来課日時を必ずご連絡ください。）

また、郵送でも受け付けています。県ホームページに掲載している「経営事項審査結果の確認証明申請書」に記入・収入証紙の貼り付け後、切手の貼った返信用封筒を必ず同封して送付してください。

【4】 審査結果の公表について

経営事項審査結果通知の内容は、結果登録の約1か月後に次のとおり公表されています。

- ・公表機関：（一財）建設業情報管理センター（アドレス：<http://www.ciic.or.jp/>）
- ・公表対象：全国の建設業許可業者（宮崎県知事許可業者も全て含みます）



8 申請にあたっての留意事項等

【1】業種区分の適切な仕分けについて

経営事項審査では、建設業法に定める29業種の業種ごとに評点を算出するため、建設工事の売上（完成工事高）を業種区分に従い、適切に仕分けて計上します。

土木工事業	電気工事業	板金工事業	電気通信工事業
建築工事業	管工事業	ガラス工事業	造園工事業
大工工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	塗装工事業	さく井工事業
左官工事業	鋼構造物工事業	防水工事業	建具工事業
とび・土工事業	鉄筋工事業	内装仕上工事業	水道施設工事業
石工事業	舗装工事業	機械器具設置工事業	消防施設工事業
屋根工事業	しゅんせつ工事業	熱絶縁工事業	清掃施設工事業
			解体工事業

※業種区分の詳細については、この手引きP73～P77を参照してください。

建設業とは、建設業法により、「元請、下請その他いかなる名義を持ってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業」と定められています。

そのため、そもそも建設工事に該当しないもの、例えば草刈り、清掃、道路パトロール等の委託業務、電気設備等の保守点検、地域メンテナンス業務は、建設工事の売上げに当たらないため、完成工事高に含めることはできません。また、工事の請負契約によらない単なる労務提供（応援工事）は、完成工事高として計上できません。これらはすべて「建設工事以外の売上（兼業事業売上高）」に計上しなければなりませんので、注意が必要です。

※契約上の名称が「〇〇工事」となっている場合、実際の契約内容が上記の点検・保守等の委託業務である場合は、工事としては扱いません。

**上記の委託業務などの建設工事に該当しない業務は、完成工事高には計上せず、「兼業売上高」に計上することになります。（「その他工事」にも該当しません。）
したがって、工事経歴書（様式第2号）への記載はできません。**

以下の売上は兼業売上となり、完成工事高には含まれません。

【兼業売上（兼業事業）になるものの例】

- 草刈り、除草、雑木伐採
- 樹木せん定、緑地管理
- 機械・設備等の保守・点検
- 産業廃棄物の運搬処分
- 測量・地質調査
- 路面清掃、降灰除去
- 流木の除去
- 自社建物等を自ら施工した工事
- 地域メンテナンス業務
- 道路パトロール
- 側溝掃除
- 消耗品等の部品の交換
- 建設資材や物品の販売・納入等の売上げ
- 太陽光発電収入
- 不動産販売（土地・建売住宅の販売）
- 委託業務 など

（その他の注意事項）

※1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を、2以上の業種に分割計上（分けて工事経歴書に記入）することはできません。

例：「建築一式工事（2,000万円）で請け負った工事から管工事（100万円）と電気工事（100万円）を抜き出しそれぞれの完成工事高とし、建築一式工事を1,800万円とする」ことはできません。

※同一の発注者でも、複数の工事（別工事）を1つの工事にまとめて計上（合わせて工事経歴書に記入）することはできません。

例：「A氏から建築一式工事（2,000万円）を請け負い、同じくA氏から全く別の建物である内装工事（300万円）を請け負った場合、建築一式工事を2,300万円とする」ことはできません。

【2】一式工事（土木一式工事・建築一式工事）の考え方について

一式工事は他の27の専門工事と異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事です。総合的な企画、指導、調整は、原則として元請業者が行うもの（元請業者が複数の下請業者に対して行う業務（役割））です。一式工事とは、原則として以下の工事をいいます。このため、金額の小規模な建設工事は一般的に一式工事には含まれないと考えられます。

① 総合的な企画、指導、調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事

→ 元請業者に求められる役割であり、基本的に、下請工事は該当しない

② 大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な建設工事

→ 小規模な建設工事は含まない

③ 複数の専門工事を組み合わせて施工する建設工事

→ 附帯工事は含まない（また、個別無関係の工事の組み合わせは含まない（屋根と内装など））

下請工事で全体の工事の一部のみを請け負った場合で、総合的な企画、指導及び調整を元請が行うような下請工事は一式工事に該当しないことになります。

◇一式工事に該当する工事の例

土木一式工事

- 道路工事、護岸工事、橋梁工事、下水道本管敷設工事
- 住宅団地、工場敷地等の大規模な造成工事
（土工、敷地内道路、舗装、上下水道などを一体で請け負うもの）

建築一式工事

- 建築物の新築、増築、改築工事
- 既存建築物の内部を全面的に改造、改修する工事

◆一式工事に該当しない工事の例（※複数の業種を含む場合は、金額(ウエイト)の大きいものに分類）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ▽個人住宅の造成、基礎、外構工事 | → とび土工工事 |
| ▽駐車場造成工事 | → とび土工工事 又は 舗装工事 |
| ▽小規模リフォーム工事 | → 大工工事 又は 内装仕上工事 |
| ▽外壁工事（スレート、サイディング工事） | → タイルれんがブロック工事 |
| ▽小規模な車庫、倉庫等の建築工事 | → とび土工工事 又は 大工工事 等 |

※土木一式工事であれば土木系すべての業種を、建築一式工事であれば建築系すべての業種を請け負える訳ではなく、それぞれ専門業種ごとに許可が必要です。

例) 建築一式工事や土木一式工事の許可を有しており、大工工事やとび土工工事の許可を有していない場合は、大工工事やとび土工工事は請け負うことができません（無許可営業になります）。

○下請工事が一式工事と認められるためには、その工事について下請業者が総合的な企画、指導、調整を行っていることが必要ですが、この場合、元請業者が一括下請違反と見なされることがあります。

(注) 「一括下請負」は公共工事では全面禁止、民間工事でも原則禁止です。

一括下請負と認められた場合、元請業者は、工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査で当該工事に係る金額を完成工事高に計上できません。

(その他の注意事項)

※主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので、一式工事とは認められません。

例：「屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事」は、屋根工事の従たる工事であるため、屋根工事と塗装工事の複数の専門工事を施工したとしても一式工事とは認められません。

【3】完成工事高の合算について

建設業の許可を有しており、経営事項審査を受審しない一部の専門工事については、完成工事高を一式工事に合算できる業種があります。

なお、**完成工事高を合算する場合でも、工事経歴書はそれぞれの業種ごとに作成**し、「工事種別別完成工事高」には合算した金額を記入し、その下の空欄に内訳を記載してください。（記載例はP28～を参照）

<専門工事を一式工事に合算できる業種>

土木一式工事に合算できる業種

石、とび土工、解体、タイル、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設

建築一式工事に合算できる業種

大工、左官、とび土工、解体、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具

<専門工事を専門工事に合算できる業種>

電気 ⇔ 電気通信 相互に合算が可能

管 ⇔ 熱絶縁・水道施設 相互に合算が可能

とび土工 ⇔ 石・造園 相互に合算が可能

合算する場合でも、工事経歴書の作成については、合算せずに29業種ごとに別々に作成してください。

※他の工事の完成工事高に合算した業種については、許可は有しているが経営事項審査を受審していないこととなるため、公共工事を請け負うことができません。

※今年から合算する場合、また、今年から合算をしない場合などによって、工事種別別完成工事高の記入の仕方が異なりますので、記載例（P28～）を参照のうえ正確に記入してください。

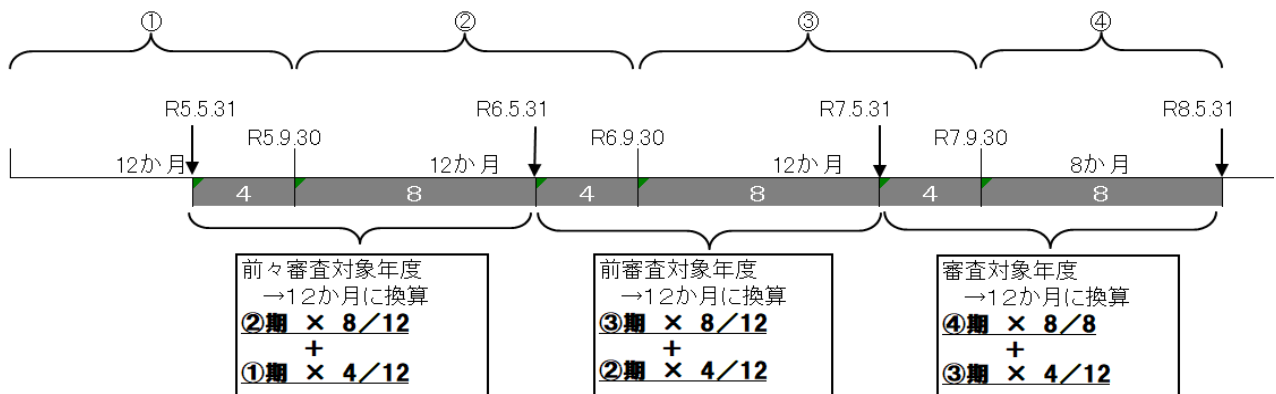
【4】決算期変更等について

決算期を変更した場合、変更前の決算期の実績（完成工事高及び利益額）を按分し、12か月に換算して計上します。具体例としては、次のとおりです。（記載例はP27、P32を参照）

<決算日を9月末から5月末に変更し、完成工事高は3期平均を選択する場合>

① 令和4年10月～令和5年9月 12か月(通常)	③ 令和6年10月～令和7年9月 12か月(通常)
② 令和5年10月～令和6年9月 12か月(通常)	④ 令和7年10月～ 令和8年5月 8か月

決算期変更



※経営状況分析についても、決算期変更をした旨を分析機関に伝え、申請を行ってください。

【5】経営事項審査の実績等の承継について

個人事業主が法人を設立して建設業を営む場合（いわゆる「法人成り」）であって、新たに法人で新規許可を受けた場合（建設業の譲渡及び譲受けの事前認可制度による許可の承継（※）を受けていない場合）や、親族が個人事業主から事業を承継した場合（いわゆる「代替わり」）については、一定の条件を満たせば、経営事項審査の一部の項目の実績等を承継することができます。

※ 「法人成り」や「代替わり」で、建設業の譲渡及び譲受けの事前認可制度による許可の承継を受けた場合は、譲渡人が受審した経営事項審査の結果を譲受人がそのまま承継します。

1) 承継できる項目

○完成工事高 ○平均利益額 ○営業年数 ○経営状況

2) 承継の条件

○個人事業主（被承継人）⇒ 法人（承継人）【法人成り】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人（建設業者（許可業者）である個人事業主）から営業の主たる部分を承継した者であって、次のすべてに該当するもの

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

○個人事業主（被承継人）⇒ 個人事業主（承継人）【代替わり】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可業者）から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のすべてに該当するもの

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験（事業専従者または支配人登記者）を有すること

3) 注意事項

○要件を満たしている場合、完成工事高及び利益額については、法人設立日（又は個人開業日）から遡って、実績を按分計算していただきます。また、営業年数については、被承継人の営業年数を加算して算出します（被承継人の営業年数+承継人の営業年数）。

○承継できる場合の完成工事高及び利益額の申請書への記載の仕方については、この手引きの記入例編（P27、P33）を参照してください。

○なお、経営状況については、承継の条件を満たした旨（管理課の確認後）を、登録経営状況分析機関に申し出て申請をしてください。

○承継の可否は管理課にて判断しますので、事前にお問い合わせください。

※合併、事業譲渡、会社分割等においても一定の要件を満たせば実績の承継等ができますので、事前に管理課へお問い合わせください。

【6】技術者制度について

宮崎県では「建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準」を制定し、建設業法で定めた主任技術者や監理技術者を配置しなかった場合、また、現場専任義務に違反した場合等には、基準に基づき営業停止処分や指示処分など厳しい対応を行うこととしています。

技術者制度について基本的な事項を以下に示しますので、現場配置等の参考としてください。なお、配置技術者（主任技術者・監理技術者）とは、現場代理人のことではありませんので注意してください。

工事経歴書内に配置技術者（主任技術者・監理技術者）の記入欄がありますが、審査の確認事項ですので、工事の実際の配置技術者であった者を正確に記入してください。

（確認ポイント）

- ・営業所技術者についての所属営業所常勤義務違反
- ・専任を要する工事の配置技術者（主任技術者・監理技術者）の専任義務違反

1 営業所技術者

建設業法第7条第1項第2号で、「その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で「専任の者」を置かなければならない」とされています。

「専任の者」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者のことで、その主な役割は営業所において建設工事に関する適正な契約の締結及びその履行を確保することです。従って、事業主と継続的な雇用関係があり、通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要となります。

ただし、例外的に、①専任を要しない建設工事（下記4参照）であること、②所属営業所において請負契約が締結された建設工事であること、③所属する営業所と現場が近接し常時連絡を取りうる体制にあること、の3つの要件を全て満たしており、営業所での職務も適正に遂行できる場合には、営業所の専任技術者も主任技術者や監理技術者になることができます。

また、県発注工事における現場代理人については、工事現場に常駐することが宮崎県工事請負契約約款において定められていますので、営業所技術者等と兼務することはできません。

2 主任技術者

主任技術者とは、建設業者が請け負った工事を施工する場合に現場に配置する技術者で、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、元請工事や下請工事を問わず、また、民間工事や公共工事を問わず一定の資格等を有する者（この手引きP81～P84に記載する資格（レベル3・4技能者を除く）等を保有している者）を配置しなければなりません。なお、主任技術者になり得る者は、所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要で、在籍出向者や派遣社員ではなりません。

主任技術者の役割として、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

申請書の様式第2号（工事経歴書）の配置技術者欄には、それぞれの工事ごとに実際に配置された、この主任技術者（または下請金額に応じて下記の監理技術者）を記入してください。

3 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合に、建設業者が主任技術者にかえて設置する技術者をいい、民間工事や公共工事を問わず一定の資格等を有する者を配置しなければなりません。

監理技術者には、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な機能を果たすことが求められます。

4 配置技術者（主任技術者・監理技術者）の現場専任義務

公共性のある工事では、工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上のものについては、当該工事に配置する技術者（主任技術者又は監理技術者）は、原則工事現場ごとに専任の者でなければならないとされており（建設業法第26条第3項）。下請工事も同様に適用され、工事現場ごとに専任でなければなりません。

これは、他の工事現場の配置技術者（主任技術者・監理技術者）や営業所技術者等との兼任が認められないことを意味します（ただし専任特例1号又は2号に該当する場合を除く）。

※公共性のある工事とは

- ① 国、地方公共団体の発注する工事
- ② 鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
- ③ 学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事等

をいい、個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となります。（いわゆる民間工事も含まれます。）

9 申請書の正確な記載について

経営事項審査申請書の作成にあたっては、この手引きの「②記入例編」を参考にし、1項目ずつ正確に記載してください。虚偽申請や記載の誤り等、適切な申請がなされない場合、営業停止処分等の厳しい処分の対象となります。

10 虚偽の申請への行政処分及び立入検査等について

経営事項審査において、完成工事高、技術職員数等の申請内容について疑義がある場合、また、経営状況分析結果に疑義がある場合等は、建設業法の基づき、関係する書類の提出や、内容に関する報告を求めます。また、必要に応じ、営業所や工事現場等への立入調査を行います。

なお、立入調査は結果通知後に行うこともあります。

【1】主な立入検査対象業者

- 提出された経営事項審査申請書類及び付帯書類に疑義がある業者
- 経営事項審査面接時等における提示書類や説明内容に疑義がある業者
- 登録経営状況分析機関から財務諸表について異常値や疑義等の情報提供のあった業者
- 建設業者ホットラインにて情報提供のあった業者
- 建設業法違反の疑義がある業者及びその他調査が必要な業者

【2】行政処分等について

虚偽の申請をして得た経営事項審査結果通知書を発注機関に提出した場合等は、建設業法に基づき指示又は営業停止等の行政処分が科せられることがあります(建設業法第28条第1項第2号及び同法同条第3項)。

さらに、入札参加資格の停止や入札参加資格審査で減点評価を受ける等のペナルティが科せられ、業者名や処分内容が公開(県ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等)されます。

なお、国土交通省ホームページで、許可行政庁による監督処分情報を公開しています。

- 宮崎県監督処分基準(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kanri/shigoto/kokyojigyo/kantokushobun.html>)
- 宮崎県の入札参加停止状況(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kanri/shigoto/kokyojigyo/20161124091911.html>)
- 国土交通省ネガティブ情報等検索サイト(<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>)

【3】罰則について

経営事項審査又は経営状況分析の申請書に虚偽の記載をして提出した者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます(建設業法第50条第1項第4号)。

また、審査行政庁に求められたにもかかわらず、必要な報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合には、100万円以下の罰金に処せられます(建設業法第52条第1項第4号)。

なお、上記の刑に処せられた場合には、許可が取り消され、5年間は許可を受けることができなくなります(建設業法第29条第1項第2号)。

② 記入例編

1 経営規模等評価申請書（様式第25号の14）（1枚目）

(用紙A4)

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立~~
~~総合評定値請求書~~

令和 8 年 6 月 30 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要な箇所を二重線で消す。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

不要な箇所を二重線で消す。

宮崎市橘通東2丁目10番1号

(株)みやざき建設

押印不要

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 宮崎県知事 殿

記入不要

申請者 代表取締役 宮崎 太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	許可年月日(許可の有効期間の始期)

必ず「45」を記入

申請時 02 大臣 04 5 国土交通大臣 許可(一般) 05 第 054321 号 令和 05 年 07 月 08 日

原則記入不要(前回申請時と許可番号が異なる場合のみ記入)

前回の申請時 03 大臣 04 5 国土交通大臣 許可(一般) 第 号 令和 年 月 日

審査基準日 04 令和 08 年 03 月 31 日 原則、直前の事業年度の終了日を記入する。

申請等の区分 05 1 各種コード表(P78)参照

処理の区分 06 00

法人又は個人の別 07 1 (1.法人) 20,000 (千円) 1234567890000 13ケタの法人番号を記入。

商号又は名称のフリガナ 08 ミヤザキケンセツ 法人のみ記入(単独決算の資本金額)。

商号又は名称 09 (株)みやざき建設 法人の場合は所定の略号を記入。

代表者又は個人の氏名のフリガナ 10 ミヤザキ タロウ 姓と名の間は1マス空ける。

代表者又は個人の氏名 11 宮崎 太郎

主たる営業所の所在地 12 45201 各種コード表参照(P76) 地番表示の「丁目」「番地」「号」等は「-」に統一。

主たる営業所の所在地 13 橘通東2-10-1 市町村名に続く町名及び住所番号等を記入してください。

郵便番号 14 880-8501 電話番号 0985-267176

許可を受けている建設業 15 2111211111 (1.一般) (2.特定)

経営規模等評価対象建設業 16 999 申請時に許可を有している業種すべてに記入。「一般」→「1」「特定」→「2」

審査を受ける業種に「9」を記入。

「申請者」欄	○申請日時点の所在地、会社名(屋号)、代表者名の3点を記入します。
項番 0 2 (申請時の許可番号)	○大臣・知事コードは、「45」を記入してください。 ○許可年月日は申請日時点で有効なものを記入してください。 ○業種追加等により2以上の許可年月日がある場合、最も古いものを記入してください。
項番 0 3 (前回申請時の許可番号)	○通常は未記入(空欄)となります。 ○前回申請時と今回申請時の許可番号が異なる場合のみ記入してください。 ※許可の更新により年度の数字のみが変わる場合は、「許可番号が異なる」には該当しませんので、記入不要です。
項番 0 4 (審査基準日)	○原則、審査を受けようとする事業年度の終了日(決算日)を記入してください。 ※通常、前回審査基準日+1年となります。 ※決算日変更や法人成り、合併、譲渡、分割等を行った場合、会社設立直後の場合等は通常の決算日以外の日を審査基準日として経審を受けることができます。
項番 0 5 (申請等の区分)	○申請等の区分コード表(P78参照)の分類に従い、記入してください。 ※通常は「1」(経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求)となります。
項番 0 6 (処理の区分)	○処理の区分の左側: 処理の区分コード表(P78参照)の分類に従い、記入してください。 ※通常は「00」となります。 ○処理の区分の右側: 処理の区分コード表(P78参照)の分類に従い、該当する場合に記入してください。 ※通常は空欄となります。
項番 0 7 (法人又は個人の別、法人番号等)	○申請日時点の法人個人の別(「1」または「2」)、資本金額(法人のみ)を記入します。 ○法人番号は、国税庁から通知されている法人番号(13桁)を記入してください。
項番 0 8 (商号又は名称のフリガナ)	○社名(屋号)のみカタカナで記入。(株)、(有)等の組織名は記入不要です。 ○濁点、半濁点は、例えば、 <input type="text" value="カ"/> 又は <input type="text" value="ク"/> のように、同一のマスに記入してください。 ○商号中の中点「・」は省略します。
項番 0 9 (商号又は名称)	○法人の種類は次の略号を必ず記入してください。 株式会社=(株)、特例有限会社=(有)、合名会社=(名)、合資会社=(資)、 合同会社=(合)、協同組合=(同)、協業組合=(業)、企業組合=(企) ○(株)等の()も、それぞれ1文字分としてください。
項番 1 0 (代表者又は個人の氏名のフリガナ)	○代表者又は個人の氏名をカタカナで記入してください。 ○姓と名の間を1マス空けます。 ○濁点、半濁点は、例えば、 <input type="text" value="カ"/> 又は <input type="text" value="ク"/> のように、同一のマスに記入してください。
項番 1 1 (代表者又は個人の氏名)	○申請者が法人の場合は代表者の氏名、個人の場合は事業主の氏名を記入します。 ○姓と名の間を1マス空けます。
項番 1 2 (主たる営業所所在地市区町村コード)	○主たる営業所の所在地の市町村コード5ケタ(P80参照)を左詰めで記入してください (宮崎市高岡町は要注意)。
項番 1 3 (主たる営業所の所在地)	○項番12により記載した市町村コードによって表される市町村に続く町名、大字名及び住居番号等を記入してください。(市町村名は記入しません) ○「丁目」「番」及び「号」は、「-」(ハイフン)を用いて記載してください。
項番 1 4 (郵便番号、電話番号)	○7ケタの郵便番号を記入してください。 ○電話番号は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-」(ハイフン)でつないでください。
項番 1 5 (許可を受けている建設業)	○申請日時点で有効な建設業許可について、一般建設業の場合は「1」を記入、特定建設業の場合は「2」を記入してください。
項番 1 6 (経営規模等評価等対象建設業)	○許可を受けている建設業の中から、審査を希望する業種のみ「9」を記入してください。 ※合算元の業種には、「9」は記入しません。

2 経営規模等評価申請書（様式第25号の14）（2枚目）

経営状況分析結果通知書の項番7112(自己資本)の数値を記入

毎年、任意の審査対象を選択できます。

項番
自己資本額 (千円) (1.基準決算)
審査対象 (2.2期平均)

基準決算 (千円)
直前の審査基準日 (千円)

数値がマイナスの場合は「△」か「-」を数字の前のマスに記入。
「基準決算」の場合：計算式 → 右表の①の数字をそのまま記入
「2期平均」の場合：計算式 → 右表の(①+②)÷2
(千円未満は切り捨て、ただし、マイナスの場合は、端数は数字の大きい方に切り上げ。)

利益額 (2期平均) (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

利益額の2期平均を記入。
計算式 → 右表の(①+②+③+④)÷2
(千円未満は切り捨て、ただし、マイナスの場合は、端数は数字の大きい方に切り上げ。)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> (千円)	営業利益 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> (千円)	
減価償却実施額 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	

技術職員名簿(別紙二)に記載した審査基準日時点での技術者の総数

経営状況分析結果通知書の下部「参考値」に記載されている数値を記入。
※なお、決算期変更や法人成り等における実績の承継の際は、P27を参考に按分計算した数値を記入。

技術職員数 (人)

登録経営状況分析機関番号 経営状況分析を受けた機関の名称 (一財)建設業情報管理センター

経営状況分析を受けた機関の登録番号、名称を記入
登録番号については、登録経営状況分析機関一覧(P25)を参照

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

記入不要

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 号	令和 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
再審査を申請する場合、旧結果通知書の通知年月日、再審査を求める事項、再審査を求める理由を記載すること。	

連絡先は、この申請書を作成した者で、内容等について管理課からの質問等に答えることができる者を記入。

連絡先

所属等 総務部 氏名 宮崎 花子 電話番号 0985-26-7176

ファックス番号 0985-26-7312

余白に、連絡の繋がりやすい携帯電話番号を記入。

※行政書士が代行申請する場合は、余白に行政書士職印を押印し(行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条)、①氏名 ②電話番号 ③FAX番号を記入。

<p>項番 1 7 (自己資本額)</p>	<p>○次のいずれかを選択して記入してください。(選択は毎年変更できます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準決算「1」…審査基準日における自己資本額 ・2期平均「2」…基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額 <p>※審査基準日がR7.3.31以後の場合、自己資本額には資本金を含む(「資本金借入金」該当証明書の添付が必要)</p> <p>※審査対象で2期平均を選択している場合は、「直前の審査基準日」欄も記入</p> <p>※自己資本額がマイナスの場合は、「▲」を数字の前のマスに記入</p> <p>※千円未満切捨て(マイナスの場合、端数は数字の大きい方に切上げ(例:「▲1,013.5」→「▲1,014」))</p>																																																							
<p>項番 1 8 (利益額(2期平均))</p>	<p>○審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における利益額の平均の額を記入してください。</p> <p>※利益額＝営業利益＋減価償却実施額</p> <p>※各数値(利益額、営業利益、減価償却実施額)がマイナスの場合は、「▲」を数字の前のマスに記入</p> <p>※千円未満切捨て(マイナスの場合、端数は数字の大きい方に切上げ(例:「▲1,013.5」→「▲1,014」))</p> <p>○新設会社等の場合で、利益額が1期分しかない場合においても、前期を0として計算のうえ記入してください。</p> <p>※必ず2期平均となり、基準決算のみとすることは不可</p>																																																							
<p>項番 1 9 (技術職員数)</p>	<p>○技術職員名簿に記載した、審査基準日時点の技術職員数を記入してください。</p> <p>○この数字は、技術職員名簿(別紙2)及び技術職員名簿(雇用期間・監理技術者確認用)(別記様式1)に記載の職員数と一致しなければなりません。</p>																																																							
<p>項番 2 0 (登録経営状況分析機関番号)</p>	<p>○経営状況分析結果通知書に記載されている登録経営状況分析機関番号(下表参照)を記入し、右欄にその登録経営状況分析機関名を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="475 1093 1455 1641"> <thead> <tr> <th>登録番号</th> <th>名 称</th> <th>郵便番号</th> <th>事務所所在地</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(一財)建設業情報管理センター</td> <td>104-0045</td> <td>東京都中央区築地2-11-24</td> <td>03-5565-6131</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(株)マネージメント・データリサーチ</td> <td>860-0078</td> <td>熊本県熊本市中央区京町2-2-37</td> <td>096-278-8330</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ワイズ公共データシステム(株)</td> <td>380-0815</td> <td>長野県長野市田町2120-1</td> <td>026-232-1145</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(株)九州経営情報分析センター</td> <td>850-0025</td> <td>長崎県長崎市今博多町22</td> <td>095-811-1477</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(株)北海道経営情報センター</td> <td>003-0001</td> <td>北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1</td> <td>011-820-6111</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(株)ネットコア</td> <td>320-0857</td> <td>栃木県宇都宮市鶴田2-5-24</td> <td>028-649-0111</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(株)経営状況分析センター</td> <td>143-0015</td> <td>東京都大田区大森西3-31-8</td> <td>03-5753-1588</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>経営状況分析センター西日本(株)</td> <td>755-0036</td> <td>山口県宇部市北琴芝1-6-10</td> <td>0836-38-3781</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>(株)NKB</td> <td>802-0011</td> <td>福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12</td> <td>093-982-3800</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>(株)建設業経営情報分析センター</td> <td>190-0023</td> <td>東京都立川市柴崎町2-17-6</td> <td>042-505-7533</td> </tr> </tbody> </table>	登録番号	名 称	郵便番号	事務所所在地	電 話 番 号	1	(一財)建設業情報管理センター	104-0045	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131	2	(株)マネージメント・データリサーチ	860-0078	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330	4	ワイズ公共データシステム(株)	380-0815	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145	5	(株)九州経営情報分析センター	850-0025	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477	7	(株)北海道経営情報センター	003-0001	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111	8	(株)ネットコア	320-0857	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111	9	(株)経営状況分析センター	143-0015	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588	10	経営状況分析センター西日本(株)	755-0036	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781	11	(株)NKB	802-0011	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800	22	(株)建設業経営情報分析センター	190-0023	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533
登録番号	名 称	郵便番号	事務所所在地	電 話 番 号																																																				
1	(一財)建設業情報管理センター	104-0045	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131																																																				
2	(株)マネージメント・データリサーチ	860-0078	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330																																																				
4	ワイズ公共データシステム(株)	380-0815	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145																																																				
5	(株)九州経営情報分析センター	850-0025	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477																																																				
7	(株)北海道経営情報センター	003-0001	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111																																																				
8	(株)ネットコア	320-0857	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111																																																				
9	(株)経営状況分析センター	143-0015	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588																																																				
10	経営状況分析センター西日本(株)	755-0036	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781																																																				
11	(株)NKB	802-0011	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800																																																				
22	(株)建設業経営情報分析センター	190-0023	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533																																																				
<p>「連絡先」欄</p>	<p>○この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・FAX番号を記入してください。</p> <p>○事前書類審査において疑義が生じた場合に連絡しますので、連絡の取れやすい電話番号(携帯電話番号等)も併せて記入してください。</p> <p>※行政書士が代行申請する場合は、余白に行政書士職印を押印し(行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条)、①氏名、②電話番号、③FAX番号を記入してください。</p>																																																							

経営状況分析結果通知書の見方

分析結果通知書の記載内容をもとに、経営規模等評価申請書（様式第25号の14）を記入してください。

見本

経営状況分析結果通知書

100006

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和 年 月 日

登録経営状況分析機関代表者 印

確定申告等で税務署に提出した財務諸表に記載の、「売上高」「営業利益」「自己資本（純資産合計）」と一致しているか確認してください。

※一致していない場合は、分析機関による分析が正しく行われていない可能性があります。（その場合は分析のやり直しとなります）

経営
この
注)

に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示して

許 可 番 号 一 号
審 査 基 準 日 令 和 年 月 日
電 話 番 号 一
処 理 の 区 分

項番07に記入
※法人の場合のみ

項 番 資 本 金 _____ (千円)

7 1 0 1 売上高に占める完成工事高の割合 _____ %

7 1 0 2 単 独 決 算 又 は 連 結 決 算 の 別 _____

基準決算が課税業者は税抜き、基準決算が免税業者は税込みで作成されますので、「売上高」欄の数字の確認をしてください。（税抜き税込みが間違っている場合は、分析のやり直しになります）

経営状況分析

7 1 0 3 純 支 払 利 息 比 率 _____

この数字が総合評価値の基礎であるY点となります

7 1 0 6 売 上 高 経 常 利 益 率 _____

経営状況点数（A）= _____

7 1 0 7 経 営 状 況 分 析 結 果 （ Y ） = _____

自己資本対固定資産比率 _____

自 己 資 本 比 率 _____

営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー _____

会社全体の売上
※財務諸表の「売上高」と一致します。
（完成工事高とは必ずしも一致しません）

項番17の右欄に記入

7 1 0 8 固 定 資 産 _____ (千円)

売 上 高 _____ 金 額 (千円)

7 1 0 9 流 動 負 債 _____

売 上 総 利 益 _____

7 1 1 0 固 定 負 債 _____

受 取 利 息 配 当 金 _____

7 1 1 1 利 益 剰 余 金 _____

支 払 利 息 _____

7 1 1 2 自 己 資 本 _____

項番18の右下欄に記入

7 1 1 3 総 資 本 （ 当 期 ） _____

経 常 （ 事 業 主 ） 利 益 _____

7 1 1 4 総 資 本 （ 前 期 ） _____

営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー _____

参 考 値 営 業 利 益 （ 当 期 ） _____

営 業 利 益 （ 前 期 ） _____

減 価 償 却 実 施 額 （ 当 期 ） _____

減 価 償 却 実 施 額 （ 前 期 ） _____

3 工事種別別完成工事高（別紙1）

別紙一

- 「1. 2年平均」を選択した場合は、前期の決算期間(12か月)を記入。
 - 「2. 3年平均」を選択した場合は、審査対象決算期間の前々期から前期までの決算期間(24か月)を記入。
- この書式が複数枚にわたる場合は、最初の用紙のみに記入する。

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高

完成工事高は、審査基準年度が課税業者の場合は税抜き、免税業者の場合は税込みで記入してください。

項番	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度										審査対象事業年度										計算基準の区分	
	自 0 5 年 0 4 月					至 0 7 年 0 3 月					自 0 7 年 0 4 月					至 0 8 年 0 3 月					2 (1.2年平均 2.3年平均)	
3 1	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 6 年 4 月 ~ 7 年 3 月										審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 5 年 4 月 ~ 6 年 3 月										計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入	
3 2 0 1 0	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)						
3 2 0 1 0	6 0 5 0 0 0					6 0 5 0 0 0					3 9 8 0 0 0					3 9 8 0 0 0						
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表						
土木一式 工事	465,000					465,000					745,000					745,000						
3 2 0 1 1	0					0					2 1 4 0 0					2 1 4 0 0						
工事の種類	「土木一式(010)」を受審する場合は、内数として「PC(011)」を記入。(完工高が「0」の場合でも省略せずに必ず記載。)										「とび土工(050)」の場合の「法面処理(051)」、「鋼構造物(110)」の場合の「鋼橋上部(111)」も同様。											
プレストレストコンクリート 工事	0					0																
3 2 0 2 0	7 4 0 0 0					7 4 0 0 0					2 2 0 0 0					2 2 0 0 0						
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表						
建築一式 工事	108,000					108,000					40					40						
	40,000					40					建築一式 12,000 大工 10,000					建築一式 12,000 大工 10,000						
3 2 1 3 0	1 9 2 5 0					1 6 7 5 0					5 1 3 0 0					0						
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表						
舗装 工事	13,500					11,500					51,300					0						
	25,000					22,000					工事経歴書の合計欄に記入した「完成工事高の合計額」及び「うち元請工事の合計額」と一致しているかを確認。											
3 3	0					0					1 8 0 0 0					1 0 0 0 0						
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表						
その他	0					0					18,000					10,000						
	この書式が複数枚にわたる場合、項番33「その他工事」及び項番34「合計」は最後のページのみに記入。					「その他工事」には、許可を持っているが経審を受審しておらず、合算もしていない業種の完成工事高、又は許可は持っていない(軽微な工事の場合に限る)が、完工高がある業種の完成工事高を記入。					※「その他工事」の項目のみ、実績が「0」の場合(今期、前期、前々期すべて「0」の場合)は記載しない。(空欄のまま)											
3 4	6 9 8 2 5 0					6 9 5 7 5 0					4 8 9 3 0 0					4 3 0 0 0 0						
合計	6,982,500					6,957,500					48,930,000					43,000,000						
	合計額は、会社全体の売上高と必ずしも一致しません。																					

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

<p>項番 3 1 (事業年度)</p>	<p>○審査対象事業年度(右側):審査基準日以前12か月の事業年度を記入してください。</p> <p>○審査対象事業年度の前審査対象事業年度、又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度(左側):右側の審査対象事業年度より前の、12か月又は24か月を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2年平均」の場合 → 審査対象事業年度の前期決算期間 ・「3年平均」の場合 → 審査対象事業年度の前期2期の決算期間 <p>○この項番31(事業年度、計算基準の区分)は、4業種以上を受審するため用紙が2枚以上に及ぶ場合は、1枚目だけに記入してください。</p>
<p>項番 3 1 (計算基準の区分)</p>	<p>○審査基準日(決算日)からさかのぼって、次のいずれかの期間を選択し、1または2を右端のマスに記入してください。(選択は毎年変更できます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年平均 → 「1」 (審査基準日からさかのぼって24か月) ・3年平均 → 「2」 (審査基準日からさかのぼって36か月)
<p>項番 3 2 (業種コード)</p>	<p>○審査対象業種について、業種コード表(P79参照)の分類に従い、該当する3桁のコードを記入してください。</p> <p>○「<u>土木一式工事</u>」、「<u>とび土工コンクリート工事</u>」、「<u>鋼構造物工事</u>」の3業種を受審する場合は、その次の「業種コード」の欄には、内訳として、それぞれに対応する次の内訳業種を必ず記入してください。</p> <p>※完成工事高もしくは元請完成工事高が「0」であっても、必ずペアで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事(010)→<u>プレストレストコンクリート(PC)構造物工事(011)</u> ・とび土工工事(050)→<u>法面処理工事(051)</u> ・鋼構造物工事(110)→<u>鋼橋上部工事(111)</u>
<p>項番 3 2 (完成工事高・元請完成工事高)</p>	<p>○項番31で記入した事業年度ごとに、審査対象建設業の業種ごとの完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。(工事経歴書の合計欄と一致します)</p> <p>○審査対象業種(内訳業種を含む)は、<u>工事実績がない場合は、必ず「0」を記入</u>してください。</p> <p>○「完成工事高計算表」及び「元請完成工事高計算表」に、各決算期の完成工事高及び元請完成工事高を記入する。<u>(前期、前々期ともに、前年度以前に受審した経審で確定した数値から変更することはできません)</u></p> <p>(左側の欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1」(2年平均)の場合 → 基準決算の前期の完成工事高及び元請完成工事高を記入 ・「2」(3年平均)の場合 → 基準決算の前期決算と前々期決算の完成工事高及び元請完成工事高の平均額を記入($(\text{前期} + \text{前々期}) \div 2$) <p>※千円未満切捨</p> <p>(右側の欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準決算の完成工事高及び元請完成工事高を記入 ・業種間積み上げ(合算)を行った場合、完成工事高及び元請完成工事高下部の余白に業種毎の内訳を記入
<p>項番 3 3 (その他工事)</p>	<p>○審査対象業種以外の業種(許可の有無は問わない)に係る完成工事高及び元請完成工事高の合計を記入。</p> <p>○用紙が2枚以上におよぶ場合は、最後の用紙にのみ記入してください。</p>
<p>項番 3 4 (合計)</p>	<p>○項番32と項番33に記入した、完成工事高及び元請完成工事高の合計を記入。</p> <p>○<u>内訳業種(コード011、051、111)の完成工事高は合計数値に含まれません。</u></p> <p>○用紙が2枚以上におよぶ場合は、最後の用紙にのみ記入してください。</p>

パターン別記入例 1 (通常パターンの作成例)

ア) 計算基準の区分において「2年平均」を選択した場合 < 審査基準日 令和8年3月31日 >



期間	完成工事高	元請完成工事高
審査対象事業年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (12か月間)	160,000千円	100,000千円
前審査対象事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日 (12か月間)	140,000千円	80,000千円
前々審査対象事業年度 令和5年4月1日～令和6年3月31日 (12か月間)	—	—

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

審査対象事業年度 計算基準の区分

自 06年04月 至 07年03月

自 07年04月 至 08年03月

「1」を記入

業種コード 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 1 3 0 1 4 0 0 0 0 8 0 0 0 0 1 6 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表

舗装 工事

記入不要

イ) 計算基準の区分において「3年平均」を選択した場合 < 審査基準日 令和8年3月31日 >



期間	完成工事高	元請完成工事高
審査対象事業年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (12か月間)	160,000千円	100,000千円
前審査対象事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日 (12か月間)	140,000千円	80,000千円
前々審査対象事業年度 令和5年4月1日～令和6年3月31日 (12か月間)	150,000千円	50,000千円

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

審査対象事業年度 計算基準の区分

自 05年04月 至 07年03月

自 07年04月 至 08年03月

「2」を記入

業種コード 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 1 3 0 1 4 5 0 0 0 6 5 0 0 0 1 6 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表

舗装 工事

合計を2で割って、項番「32」に記入する
計算式 → (①+②)÷2

① 140,000
② 150,000

③ 80,000
④ 50,000

合計を2で割って、項番「32」に記入する
計算式 → (③+④)÷2

パターン別記入例 2 (業種別完成工事高を合算する場合の作成例)

前審査対象事業年度	完成工事高	元請完成工事高	審査対象事業年度	完成工事高	元請完成工事高
建築一式工事	40,000千円	40,000千円	建築一式工事	50,000千円	50,000千円
大工工事	10,000千円	5,000千円	大工工事	10,000千円	5,000千円
合計	50,000千円	45,000千円	合計	60,000千円	55,000千円

ア) 大工工事の完成工事高を、昨年と同様に今年も建築一式工事に合算する場合
 (前年受審業種: 建築一式工事 今年受審業種: 建築一式工事)

※ 2年平均を選択の場合

イ) 大工の完成工事高を、今年から建築一式工事に合算する場合

(前年受審業種: 建築一式工事、大工工事 今年受審業種: 建築一式工事)

※ 2年平均を選択の場合

ウ) 昨年まで大工の完成工事高を建築一式工事に合算していたが、今年合算をしない場合

(前年受審業種: 建築一式工事 今年受審業種: 建築一式工事、大工工事)

※ 2年平均を選択の場合

※ 前年度にその他工事に計上した業種について、今回新たにその業種で受審する場合は、前年度の完工高については、その他工事から抜き出して審査対象とする業種それぞれに計上します。

パターン別記入例3 (決算期変更した場合の作成例)

ア) 11月決算から3月決算に変更し、「2年平均」を選択した場合 <審査基準日 令和8年3月31日>

(12か月)		(12か月)		決算期変更→ (4か月)
5. 12. 1	6. 4. 1	6. 11. 30	7. 3. 31	7. 11. 30
← 前審査対象事業年度		← 審査対象事業年度		→
■ 令和8年3月期から決算期変更		※ 審査対象事業年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日		
		※ 前審査対象事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日		

期間	完成工事高	元請完成工事高	
基準決算	令和7年12月1日～令和8年3月31日 (4か月間)	40,000千円	10,000千円
基準決算の前期	令和6年12月1日～令和7年11月30日 (12か月間)	156,000千円	120,000千円
基準決算の前々期	令和5年12月1日～令和6年11月30日 (12か月間)	120,000千円	36,000千円
基準決算の前々々期	--	--	--

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

審査対象事業年度 計算基準の区分

自 07年04月 至 08年03月 1 (1.2年平均) 2.3年平均

審査対象事業年度の 6年12月～7年3月
前審査対象事業年度の 6年4月～6年11月
審査対象事業年度の 年 月～年 月
前々審査対象事業年度の 年 月～年 月

期間内訳を記入

12か月分

業種コード 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 0 9 0 1 3 2 0 0 0 6 4 0 0 0

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表

管 工事

40,000×4/4 = 40,000 10,000×4/4 = 10,000
156,000×8/12 = 104,000 120,000×8/12 = 80,000

按分計算式を記入

イ) 12月決算から3月決算に変更し、「3年平均」を選択した場合 <審査基準日 令和8年3月31日>

(12か月)		(12か月)		(12か月)	決算期変更→ (3か月)
5. 1. 1	5. 12. 31	6. 1. 1	6. 12. 31	7. 1. 1	7. 12. 31
← 前々審査対象事業年度		← 前審査対象事業年度		← 審査対象事業年度	
■ 令和8年3月期から決算期変更		※ 前審査対象事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日			
※ 審査対象事業年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日		※ 前々審査対象事業年度 令和5年4月1日～令和6年3月31日			

期間	完成工事高	元請完成工事高	
基準決算	令和8年1月1日～令和8年3月31日 (3か月間)	40,000千円	10,000千円
基準決算の前期	令和7年1月1日～令和7年12月31日 (12か月間)	160,000千円	120,000千円
基準決算の前々期	令和6年1月1日～令和6年12月31日 (12か月間)	120,000千円	40,000千円
基準決算の前々々期	令和5年1月1日～令和5年12月31日 (12か月間)	160,000千円	120,000千円

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

審査対象事業年度 計算基準の区分

自 05年04月 至 07年03月 2 (1.2年平均) 2.3年平均

審査対象事業年度の 7年1月～7年3月
前審査対象事業年度の 6年4月～6年12月
審査対象事業年度の 6年1月～6年3月
前々審査対象事業年度の 5年4月～5年12月

期間内訳を記入

12か月分(2年平均)

業種コード 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 0 9 0 1 4 0 0 0 8 0 0 0 0

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表

管 工事

40,000×3/3 = 40,000 10,000×3/3 = 10,000
160,000×9/12 = 120,000 120,000×9/12 = 90,000

按分計算式を記入

パターン別記入例 4 (個人から法人に承継が認められた場合の作成例)

※個人から個人への承継も同様の方法で按分計算

ア)個人から法人を設立し(法人成り)、決算が未到来の場合 <審査基準日 令和8年4月1日>

※2年平均を選択の場合

(12か月)			(12か月)			法人成り→●
6. 1. 1	6. 4. 1	6. 12. 31	7. 3. 31	7. 4. 1	7. 12. 31	8. 3. 31
← 前審査対象事業年度			← 審査対象事業年度			→

■法人設立日：令和8年4月1日 ※審査対象事業年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日
 ※前審査対象事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日

期間	完成工事高	元請完成工事高
基準決算	令和8年1月1日～令和8年3月31日 (3か月間)	30,000千円 / 20,000千円
基準決算の前期	令和7年1月1日～令和7年12月31日 (12か月間)	84,000千円 / 78,000千円
基準決算の前々期	令和6年1月1日～令和6年12月31日 (12か月間)	60,000千円 / 48,000千円

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

審査対象事業年度 計算基準の区分

自 06年04月 至 07年03月 自 07年04月 至 08年03月 1 (1.2年平均 / 2.3年平均)

審査対象事業年度の 7年1月～7年3月
 前審査対象事業年度の 6年4月～6年12月
 審査対象事業年度の 年 月～年 月

期間内訳を記入

業種コード 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 080 6 6 0 0 0 16 5 5 5 0 0 28 9 3 0 0 0 38 7 8 5 0 0

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表

電気 工事

30,000×3/3 = 30,000 20,000×3/3 = 20,000
 84,000×9/12 = 63,000 78,000×9/12 = 58,500

按分計算式を記入

イ)個人から法人を設立し(法人成り)、法人の最初の決算が終了した場合 <審査基準日 令和8年3月31日>

※2年平均を選択の場合

(12か月)			(5か月)		法人成り→●	(10か月)	
6. 1. 1	6. 4. 1	6. 12. 31	7. 5. 31	7. 6. 1	7. 12. 31	8. 3. 31	
← 前審査対象事業年度			← 審査対象事業年度		→		

■法人設立日：令和7年6月1日 ※審査対象事業年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日
 ※前審査対象事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日

期間	完成工事高	元請完成工事高
基準決算	令和7年6月1日～令和8年3月31日 (10か月間)	60,000千円 / 50,000千円
基準決算の前期	令和7年1月1日～令和7年5月31日 (5か月間)	40,000千円 / 30,000千円
基準決算の前々期	令和6年1月1日～令和6年12月31日 (12か月間)	80,000千円 / 70,000千円

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

審査対象事業年度 計算基準の区分

自 06年04月 至 07年03月 自 07年04月 至 08年03月 1 (1.2年平均 / 2.3年平均)

審査対象事業年度の 7年1月～7年3月
 前審査対象事業年度の 6年4月～6年12月
 審査対象事業年度の 年 月～年 月

期間内訳を記入

業種コード 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)

3 2 080 6 8 4 0 0 0 16 7 0 5 0 0 28 7 6 0 0 0 38 6 2 0 0 0

工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表

電気 工事

60,000×10/10 = 60,000 50,000×10/10 = 50,000
 40,000×2/5 = 16,000 30,000×2/5 = 12,000

按分計算式を記入

4 その他の審査項目（社会性等）（別紙3）

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 3 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 3 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 3 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 3 [1.該当、2.非該当]
(B/A)が15%以上の場合は「1」、未滿の場合は「2」

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 3 [1.該当、2.非該当]
(C/A)が1%以上の場合は「1」、未滿の場合は「2」

履行証明書が発行される場合のみ、「1.有」となる。

「退職一時金制度」若しくは「企業年金制度」のうち制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入

保険証券に、①通勤災害 ②障害等級の1～7級 ③下請負人、の全てを補償の対象としていることが明記されているかを確認してください。
 明記されていない場合には、各保険会社の宮崎支店長以上の方が証明者となる証明書(上記①～③の全てを補償の対象としていること)を持参してください。

別紙二「技術職員名簿」に記載したCPD単位取得数と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載したCPD単位取得数の総計を記入してください。
 (様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」のCPD単位総計と一致します。)

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
(人)	

主任技術者になる資格を有する者、監理技術者になる資格を有する者、1級又は2級の第一次決定に合格した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(役員、個人事業主を含む)の総数を記入してください。
 (別紙二「技術職員名簿」に記載した技術職員の数と、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者の数の合計と原則一致します。)

審査基準日以前3年間に、能力評価基準による評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より以上上位となった技能者の数を記入してください。
 なお、能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者もレベル向上者数に含みます。
 (様式第5号「技能者名簿」のレベル向上の有無の「0」の数と一致します。)

審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者(施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合は、建設工事に従事する者として氏名が記載される者)であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(役員、個人事業主を含む)の数から、施工の管理のみに従事した者の数を減じた数を記入してください。
 (様式第5号「技能者名簿」の技能者の総数と一致します。)

審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により受けた評価の区分が最上位の区分に該当するとされた者の数を記入してください。
 (様式第5号「技能者名簿」の控除対象の「0」の数と一致します。)

CPD単位取得数 4 6 3 0 0 0 0 0 (単位)

技能レベル向上者数 4 7 3 0 0 0 (人)

女性職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 1 3 [1.えるほし認定(1段階目)、2.えるほし認定(2段階目)、3.えるほし認定(3段階目)、4.フランチえるほし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 1 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 2 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 3 [1.全ての建設工事で実施に該当、2.全ての公共工事で実施に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 5 2 3 [1.有、2.無]

※該当がない場合も、必ず「0」を記入してください。

審査基準日時点で有効な認定に応じて記入してください。該当がない場合は非該当の番号を記入してください。

審査基準日以前1年間に
 ①発注者から直接請け負った審査対象工事があること
 ②審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するための必要な措置を実施していること
 ※審査対象工事を1件も直接請け負っていない場合は対象外となります。

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 3 3 0 0 (年)

民事再生法による営業継続の有無 5 4 3 [1.有、2.無]

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
年 月 日	年 月 日	
再生手続完了日	令和 年 月 日	定日

審査基準日時点で
 ①自主宣言制度の宣言を元請業者又は下請業者の立場で行っていること
 ②自主宣言制度で宣言した取組について取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出していること

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 5 3 [1.有、2.無]

審査基準日時点で有効な防災協定を締結している場合は「1」を、それ以外は「2」を記入してください。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 6 3 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 7 3 [1.有、2.無]

審査基準日を含む直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入してください。

審査基準日における状況で以下の区分により記入してください。
 「1」…会計監査人の設置を行っている場合
 (監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明されている場合)
 「2」…会計参与の設置を行っている場合
 (会計参与報告書が作成されている場合)
 「3」…下記の者(常勤)のいずれかが経営処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合
 ・公認会計士・管理士(指定の講習(研修)を受講している者)
 ・1級登録経理試験の合格者(指定の講習(研修)を受講している者)
 「4」…上記以外

※常勤職員のみ該当。0人の場合は「0」と記入。

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認]

公認会計士等の数 5 9 3 0 0 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 3 0 0 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 1 3 0 0 0 0 0 0 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期	審査対象事業年度の前期
(千円)	(千円)	(千円)

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。それ以外の場合は、「0」を記入してください。

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 2 3 0 0 (台)

別記様式3(建設機械の保有状況)に記載した数と一致します。
 ※0台の場合は「0」を記入。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 3 3 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 4 3 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 3 [1.有、2.無]

審査基準日時点での認証・登録の有無を記入してください。
 ※有の場合、以下の①②を満たすことが必要
 ①活動内容に建設業が含まれていること
 ②建設業法上の全ての営業所が認証範囲に含まれていること

<p>(雇用保険加入の有無) ※令和8年7月1日改正 以前の申請のみ</p>	<p>○審査基準日において、雇用保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、従業員が1人もいない場合等雇用保険の適用が除外されている場合は「3」を記入してください。(なお、保険料未納の場合は「2」となります)</p>
<p>(健康保険加入の有無) ※令和8年7月1日改正 以前の申請のみ</p>	<p>○審査基準日において、健康保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、個人事業所でかつ従業員が4人以下である場合など適用が除外される場合は「3」を記入してください。(なお、保険料未納の場合は「2」となります)</p> <p>○建設関係の国民健康保険(いわゆる建設国保)に加入している場合は、「3」を記入してください。</p>
<p>(厚生年金保険加入の有無) ※令和8年7月1日改正 以前の申請のみ</p>	<p>○審査基準日において、厚生年金保険に健康保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、個人事業所でかつ従業員が4人以下である場合など適用が除外される場合は「3」を記入してください。(なお、保険料未納の場合は「2」となります)</p> <p>○建設国保に加入していて、厚生年金保険のみ加入している場合は、加入扱いになるので「1」を記入してください。</p>
<p>項番 4 1 (建設業退職金共済制度加入の有無)</p>	<p>○審査基準日において、建設業退職金共済制度に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を記入してください。</p> <p>○ただし、建退共制度に加入していても、証紙の購入実績がない等履行状況が劣っているため、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」が発行されない場合は「2」を記入してください。</p>
<p>項番 4 2 (退職一時金制度若しくは 企業年金制度導入の有無)</p>	<p>○審査基準日において、次のいずれにも該当しない場合は「2」を、いずれかに該当する場合は「1」を記入してください。</p> <p>①労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項の規則が定められていること。 ※就業規則(退職金規程)においては、最新版(最終改訂版)のものに退職手当の決定、計算、支払い方法、支払時期に関する規定があり、常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署に届出をしていること。 ※就業規則(退職金規程)において、退職一時金の支払い原資を建設業退職金共済制度(建退共)によるものとしている場合や、退職金について建退共支給分を差し引いて支払う旨の記載がある場合、項番41の建設業退職金共済制度加入の有無で加対象となっている場合は二重加対象となるため、退職一時金制度「有」として申請できません。</p> <p>②勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること(中退共等)。</p> <p>③所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済の契約が締結されていること。</p> <p>④厚生年金基金が設立されていること。</p> <p>⑤法人税法に規定する適格退職年金契約が締結されていること。</p> <p>⑥確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。</p> <p>⑦確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。</p>
<p>項番 4 3 (法定外労働災害補償制度加入の有無)</p>	<p>○政府の労働災害補償保険に加えて、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者又は民間保険会社との間で、労働災害の給付契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。※工事現場単位の加入や、記名式の法定外労災は対象外となります。</p> <p>○対象となるのは、次のすべての要件を満たしているものに限られます。</p> <p>①業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とする。</p> <p>②直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人すべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象。</p> <p>③少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までにかかる身体障害の全てを対象とする。</p>

<p>項番 4 4 (若年技術職員の継続的な育成及び確保)</p>	<p>○審査基準日において、若年技術職員(満35歳未満の技術職員)の人数が、技術職員の合計人数の15%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。</p> <p>○「技術職員数(A)」の欄には別紙2の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数(B)」の欄には審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には、「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で割った数値(B÷A)を%で表して記載してください。</p>
<p>項番 4 5 (新規若年技術職員の育成及び確保)</p>	<p>○審査基準日において若年技術職員(満35歳未満の技術職員)のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。</p> <p>○「新規若年技術職員数(C)」の欄には、別紙2の技術職員名簿に記載した技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となり、かつ審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には、「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を項番47「技術職員数(A)」の欄に記載した数値で割った数値(C÷A)を%で表して記載してください。</p> <p>※新規若年技術職員は、「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年技術職員」又は「審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年技術職員」を対象とします。</p>
<p>項番 4 6 (CPD単位取得数)</p>	<p>○技術者(項番46の技術者数に数えた者)が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数の総合計を記入します。</p> <p>具体的には、別紙2「技術職員名簿」に記載したCPD単位取得数と、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載したCPD単位取得数の総合計を記入してください。</p> <p>※様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」を作成する場合は、表中の最下段「CPD単位総計(①+②)」の数と一致します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><注意></p> <p>◆ <u>ここでいう取得した「CPD単位数」とは、CPD認定団体によって修得を認定された単位数そのものことではありませんので、ご注意ください!</u></p> <p><u>取得した「CPD単位数」とは、CPD認定団体によって修得を認定された単位数を基に、計算によって算出した数値を指します。</u></p> <p>◆ <u>算出例はP41を参照してください。</u></p> </div> <p>○CPD単位取得数が0の場合は、必ず「0」を記入してください。</p>
<p>項番 4 6 (技術者数)</p>	<p>○以下の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも満たす者の数を記入してください。</p> <p>(Ⅰ) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(常勤役員、個人事業主を含む)</p> <p>(Ⅱ) 審査基準日における許可を受けた建設業の主任技術者又は監理技術者の要件を満たす者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者</p> <p>○別紙2「技術職員名簿」に記載した技術職員の数と、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」の技術者の数の合計と原則一致します。</p> <p>○項番46の技術者と項番47の技能者のいずれの定義にも当てはまる者は、技術者数としても技能者数としてもカウントします。</p>

<p>項番 4 7 (技能レベル向上者数)</p>	<p>○技能者(項番47の技能者数に数えた者)のうち、審査基準日以前3年間に、国土交通大臣が定める認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位となった者の数を記入してください。</p> <p>○様式第5号「技能者名簿」のレベル向上の有無に”○”を付けた者の数と一致します。</p> <p>○なお、認定能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者もレベル向上者数に含まれます。</p> <p>○技能レベル向上者数が0の場合は、必ず「0」を記入してください。</p>
<p>項番 4 7 (技能者数)</p>	<p>○以下の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも満たす者の数を記入してください。(様式第5号「技能者名簿」の作成が不要の場合でも、技能者数の定義に当てはまる者の数を記入)</p> <p>(Ⅰ) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(常勤役員、個人事業主を含む)</p> <p>(Ⅱ) 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者(施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合は、建設工事に従事する者として氏名が記載される者)。ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者を除く。</p> <p>※施工体制台帳の作成義務がない建設工事のみに従事した者であっても、上記(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも満たす場合は対象となります。(施工体制台帳の作業員名簿に登録された者のみに限定されるわけではありません)。</p> <p>○様式第5号「技能者名簿」に記入した技能者の総数と一致します。</p> <p>○項番46の技術者と項番47の技能者のいずれの定義にも当てはまる者は、技術者数としても技能者数としてもカウントします。</p> <p>○技能者数が0の場合は、必ず「0」を記入してください。</p>
<p>項番 4 7 (控除対象者数)</p>	<p>○技能者(項番47の技能者数に数えた者)のうち、審査基準日の3年前の日以前に認定能力評価基準により評価が最上位の区分(レベル4)に該当するとされた者の数を記入してください。</p> <p>○様式第5号「技能者名簿」の控除対象に”○”を付けた者の数と一致します。</p> <p>○控除対象者数が0の場合は、必ず「0」を記入してください。</p>
<p>項番 4 8 (女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況)</p>	<p>○審査基準日時点で、女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく「えるぼし認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入してください。</p>
<p>項番 4 9 (次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況)</p>	<p>○審査基準日時点で、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入してください。</p>
<p>項番 5 0 (青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況)</p>	<p>○審査基準日時点で、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。</p>
<p>項番 5 1 (建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況)</p>	<p>○審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。</p>

<p>項番 5 2 (建設技能者を大切に する企業の自主宣言 制度の宣言の有無)</p>	<p>○審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合または審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。</p>
<p>項番 5 3 (営業年数)</p>	<p>○初めて許可(又は登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業、許可切れ等の期間を除く)を記入してください。(年未満の端数は切り捨て)</p> <p>○失効により許可を失った場合、その許可期間は原則営業年数に含まれません。</p> <p>○有限会社から株式会社への変更した場合、営業年数は通算できます。</p> <p>○個人から法人成りの場合は、P18に準じます。</p> <p>○下段に記載の再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算してください。</p>
<p>項番 5 4 (民事再生法又は会社更生法の適用の有無)</p>	<p>○平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は、「1」を記入、その他の場合は、「2」を記入してください。</p>
<p>項番 5 5 (防災協定の締結の有無)</p>	<p>○審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。</p> <p>※防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設業者と行政機関等との間の協定をいいます。</p> <p>○一般社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合には、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象となります。</p> <p>○上記証明書は、単に団体に加入していることの証明では評価対象となりません。</p> <p>○協定の内容については、災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であればよく、具体的な活動内容について制限はありません(建設工事に該当しない活動でも構いません)。</p> <p>○複数の防災協定を締結していても重複加点はされません。</p>
<p>項番 5 6 (営業停止処分の有無)</p>	<p>○審査対象事業年度において、建設業法第28条に基づく営業停止処分を受けている場合は、「1」を記入、その他の場合は、「2」を記入してください。</p> <p>※例:審査基準日が令和8年3月31日の場合、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に営業停止処分が下された場合に「有」となります。</p>
<p>項番 5 7 (指示処分の有無)</p>	<p>○審査対象事業年度において、建設業法第28条に基づく指示処分を受けている場合は、「1」を記入、その他の場合は、「2」を記入してください。</p>
<p>項番 5 8 (監査の受審状況)</p>	<p>○会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、有価証券報告書又は監査報告書にて、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は、「1」を記入してください。(登記簿にて会計監査人の記載を確認してください)</p> <p>○会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は、「2」を記入してください。(登記簿にて会計参与の記載を確認してください)</p> <p>○建設業に従事する職員のうち、経理事務の担当者であって、項番59に該当する者が、建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目を用いて経理処理の適正を確認した旨を様式2の書類に自らの署名を付して提出した場合は、「3」を記入してください。</p> <p>※外部の公認会計士に委託して作成してもらっても対象となりません。</p> <p>○いずれにも該当しない場合は、「4」を記入してください。</p>
<p>項番 5 9 (公認会計士等の数)</p>	<p>○審査基準日において申請者の常時雇用の職員のうち、以下のいずれかに該当する者の人数を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公認会計士又は税理士であって次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・資格を有した日の属する年度(4月1日から翌年3月31日)の翌年度の開始の日から1年を経過しないもの ・公認会計士は公認会計士法第28条の規定による研修、税理士は所属税理士会が認定する研修を申請日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの

	<p>●建設業経理士検定試験1級合格者であって次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格した日の属する年度(4月1日から翌年3月31日)の翌年度の開始の日から5年を経過しないもの ・(一財)建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しないもの <p>○外部の公認会計士等に委託している場合等は、対象外です。</p> <p>※審査基準日において常時雇用されているかどうかの確認は、技術職員名簿記載の技術者と同様の方法で行いますが、審査基準日前6か月を超える恒常的な雇用関係は必要ありません。</p>
<p>項番 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> (二級登録経理試験合格者の数)</p>	<p>○審査基準日において申請者の常時雇用の職員のうち、建設業経理士検定試験2級合格者であって次のいずれかに該当する者の人数を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格した日の属する年度(4月1日から翌年3月31日)の翌年度の開始の日から5年を経過しないもの ・(一財)建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しないもの <p>※審査基準日において常時雇用されているかどうかの確認は、技術職員名簿記載の技術者と同様の方法で行いますが、審査基準日前6か月を超える恒常的な雇用関係は必要ありません。</p> <p>※会社の監査役は会社法の規定により職員として勤務することができないことから、建設業経理士検定試験合格者には含めません。(項番59についても同様です。)</p>
<p>項番 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="1"/> (研究開発費(2期平均))</p>	<p>○審査対象事業年度と前審査対象事業年度の、注記表(様式第17号の2)に記入した研究開発費の平均の額を記入してください。</p> <p>○ただし、<u>項番58「監査の受審状況」</u>で、「1」(会計監査人の設定を行っている)としている<u>場合に限り</u>ます。項番58で「1」以外とした場合は「0」を記入してください。</p>

<p>項番 6 2 (建設機械の所有及びリース台数)</p>	<p>○下表の建設機械(A～K)を審査基準日時点で所有またはリースしている場合、建設機械の台数を記入してください。(別記様式3に記載した数と一致します。)</p> <table border="1" data-bbox="464 197 1465 1144"> <tr> <td>A</td> <td>ショベル系掘削機</td> <td>ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>ブルドーザー</td> <td>自重が3トン以上のもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>トラクターショベル</td> <td>バケット容量が0.4立方メートル以上のもの</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>モーターグレーダー</td> <td>自重が5トン以上のもの</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>移動式クレーン</td> <td>つり上げ荷重3トン以上のもの</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>ダンプ車</td> <td>自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの ※土砂の運搬が制限されているものは非該当</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>高所作業車</td> <td>作業床の高さが2m以上のもの</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>締め固め用機械</td> <td>ローラー(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等) ※移動用エンジンにより自走可能であるもの</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>解体用機械</td> <td>ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>アスファルト・フィニッシャー</td> <td>自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されているもの</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>不整地運搬車</td> <td></td> </tr> </table> <p>※所有の場合、「売買契約書」、「販売証明書」、「譲渡証明書」、「償却資産台帳」のいずれかにより対象となる機械の保有を確認できるものであること。 ※リースの場合は、審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結していること(1年7か月未満の場合は、リース期間終了後の買い取り又はリース期間を更新する旨の覚え書きがあることが前提)。</p>	A	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	B	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	C	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	D	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	E	移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの	F	ダンプ車	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの ※土砂の運搬が制限されているものは非該当	G	高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの	H	締め固め用機械	ローラー(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等) ※移動用エンジンにより自走可能であるもの	I	解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	J	アスファルト・フィニッシャー	自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されているもの	K	不整地運搬車	
A	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの																																
B	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの																																
C	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの																																
D	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの																																
E	移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの																																
F	ダンプ車	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの ※土砂の運搬が制限されているものは非該当																																
G	高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの																																
H	締め固め用機械	ローラー(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等) ※移動用エンジンにより自走可能であるもの																																
I	解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機																																
J	アスファルト・フィニッシャー	自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されているもの																																
K	不整地運搬車																																	
<p>項番 6 3 (エコアクション21の登録の有無)</p>	<p>○審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構による認証を受けている場合には、「1」を記入してください。 ○建設業許可を受けているすべての本・支店が認証の範囲であることが必要です。 ○建設業に係る業務について認証を受けていることが必要です。(すべての業種に対して取得していることは必要ではありません)</p>																																	
<p>項番 6 4 (ISO9001の登録の有無)</p>	<p>○審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格による登録を受けている場合には、「1」を記入してください。 ○建設業許可を受けているすべての本・支店で取得していることが必要です。 ○建設業に係る業務について認証を受けていることが必要です。(すべての業種に対して取得していることは必要ではありません)</p>																																	
<p>項番 6 5 (ISO14001の登録の有無)</p>	<p>○審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格による登録を受けている場合には、「1」を記入してください。 ○建設業許可を受けているすべての本・支店で取得していることが必要です。 ○建設業に係る業務について認証を受けていることが必要です。(すべての業種に対して取得していることは必要ではありません)</p>																																	

5 技術職員名簿（別紙2）

※審査基準日が令和8年3月31日の場合

技術職員名簿

審査対象事業年度内に新規に技術職員となった者に○を付けてください。

満年齢が上がるのは誕生日の前日であることから、36年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。

項番 8 1 0 0 1 頁

監理技術者資格者証を持っている場合のみ記入してください（持っていない者は空欄）。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格区分コード			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数					
					8	5	2	1	0	1	3	1	2			9	1	1	3	1
1	○	宮崎 建太郎	昭和63年1月2日	38	8	2	0	1	1	1	3	1	2	9	1	1	3	1	123456789	(1) 22
2	○	宮崎 建次郎	昭和59年1月3日	42	8	2	0	1	2	1	4	2	2	9	2	1	4	2		(2) 24
3		宮崎 建三郎	昭和63年1月2日	38	8	2	0	2	1	3	7	1	2	9	0	6	0	2	567567567	30 (3) 24
4		都城 建四郎	昭和59年1月1日	42	8	2	0	2	1	3	7	1	2	9	0	6	0	2	543254321	24 (4)
5		小林 建五郎	昭和57年12月31日	43	8	2	0	1	2		4	2	0	5	2	1	4	2		24
6		高岡 建六郎	昭和31年1月5日	70	8	2	0	1	2	1	4	2	0	2	2	2	1	2		24
7		西都 建七郎	昭和30年1月6日	71	8	2	0	1	0	0	1	2	0	2	1	3	7	1	987654321	24
8		高鍋 建八郎	昭和29年1月7日	72	8	2	0	2	2	1	4	2	0	5	2	1	4	2		
9	○	日向 建九郎	昭和28年1月8日	73	8	2	0	2	0	0	2	2	2	9	0	6	0	2		
10		日南 貴	昭和53年4月24日	47	8	2	0	2	0	0	1	2								
11		延岡 悟	昭和23年7月13日	77	8	2	0	1	0	0	2	2								
12		串間 あや	平成4年3月3日	34	8	2	0	5	2	5	7	2								

1つの資格から2業種選択は可。

複数の業種に対応している資格は、受審している業種から選択してください。

受審していない業種に対応する資格コードは記載しないでください。

できるだけ、「社会保険標準報酬決定通知書」の記載順に記入してください。

この3つの項目で1組です。この左側3項目は、すべての技術者について記入が必要です。

この右側3項目は、2業種記入する技術者のみ記入してください。

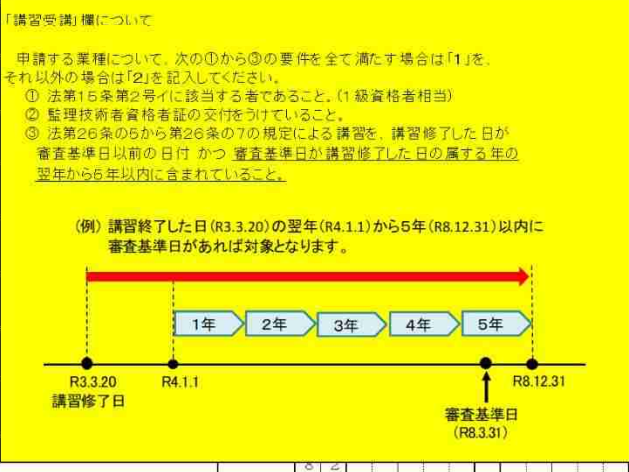
※注意！！
CPD単位の算出の仕方は次頁を参照。

- 【業種コード】
- 01 土木一式
 - 02 建築一式
 - 03 大工
 - 04 左官
 - 05 とび・土工・コンクリート
 - 06 石
 - 07 屋根
 - 08 電気
 - 09 管
 - 10 タイル・れんが・ブロック
 - 11 鋼構造物
 - 12 鉄筋
 - 13 舗装
 - 14 しゅんせつ
 - 15 板金
 - 16 ガラス
 - 17 塗装
 - 18 防水
 - 19 内装仕上
 - 20 機械器具設置
 - 21 熱絶縁
 - 22 電気通信
 - 23 造園
 - 24 さく井
 - 25 建具
 - 26 水道施設
 - 27 消防施設
 - 28 清掃施設
 - 29 解体

技術職員1人につき2業種のみ申請可能。ただし、同じ業種を担当する資格を複数持っている場合は、有資格区分コード表を参照の上、1番点数の高い資格を選択してください。

2業種の考え方

- ・1資格から2業種選択でもOK
例：土木施工管理技士 → 土木一式・とび土工
- この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- ・2資格から1業種ずつでもOK
例：土木施工管理技士・建築施工管理技士 → 土木一式・建築一式



【 CPD単位の算出の仕方 】

技術者が取得したCPD単位 = CPD認定団体によって修得を認定された単位数 × 30 ÷ 下記 (A) の数値
(1人当たり30単位が上限)

【注意点!】

1. 審査基準日以前1年間に取得したCPDの単位数を評価の対象とする。
2. 計算の結果、30を越える場合は、30とする。(1人当たり30単位が上限)
3. 計算の結果、小数点以下の端数がある場合は、切り捨てる。
4. 1人の技術者につき、2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において修得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出する。

CPD認定団体

CPD認定団体	修得を認定された単位数を除す数値 (A)
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50

CPD認定団体	修得を認定された単位数を除す数値 (A)
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(1) 【宮崎 建太郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)全国土木施工管理技士会連合会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 15
- ③ ①の団体に設定された除する数値 (上表参照) : 20
- ④ 算出の仕方
 $15 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 20 = 22.5 \text{単位}$
 (小数点切り捨て)

(3) 【都城 建四郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (公社)日本建築士会連合会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 20
- ③ ①の団体に設定された除する数値 (上表参照) : 12
- ④ 算出の仕方
 $20 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 12 = 50 \text{単位}$
 → 1人当たり30単位が上限のため、30単位

(2) 【宮崎 建三郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)建設業振興基金
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 10
- ③ ①の団体に設定された除する数値 (上表参照) : 12
- ④ 算出の仕方
 $10 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 12 = 25 \text{単位}$

(4) 【西都 建七郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)全日本建設技術協会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 20
- ③ ①の団体に設定された除する数値 (上表参照) : 25
- ④ 算出の仕方
 $20 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 25 = 24 \text{単位}$

<p>項番 8 1 (頁数)</p>	<p>○この技術職員名簿の枚数を、3桁の通し番号で記入してください。(1枚のみでも「001」と記入) ○技術職員が30名以下である場合は、「001」と記入してください。 ○技術職員が30名を越える場合は2枚目を使用し、「002」と記入してください。(以下同じ)</p>
<p>項番 8 2 (新規掲載者)</p>	<p>○<u>審査対象事業年度内に新規の技術職員となった者</u>について、○印を記入してください。 ○この新規掲載者欄に「○」が付いた者のうち、審査基準日時点で35歳未満の者の数が、その他の審査項目(別紙3)項番45の「新規若年技術職員数(C)」の数値と一致します。</p>
<p>項番 8 2 (氏名)</p>	<p>○建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく<u>常時雇用されている者</u>(役員、個人事業主を含む)の氏名を漢字で記入してください。ただし、臨時補助員、日雇労働者、季節労働者又はこれに準ずる者、及び被扶養者を除きます。 ○6か月超雇用については、P45「技術職員雇用期間早見表」を参考にしてください。 ○社会保険適用事業所の<u>社会保険未加入者(適用除外者を除く)</u>は記入できません。 ○社会保険適用除外者においては、<u>出勤簿や給与台帳等で、常勤性が確認できない者は記載できません。</u> ※会社の監査役は会社法の規定により職員として勤務することができないことから、技術職員名簿には記載できません。</p>
<p>項番 8 2 (生年月日)</p>	<p>○最初に年号(「大正」、「昭和」、「平成」等)を記入し、続けて年月日を和暦で記入してください。 ※西暦では記入しません。</p>
<p>項番 8 2 (審査基準日現在の満年齢)</p>	<p>○当該技術職員の<u>審査基準日時点での満年齢</u>を記入してください。 ※「年齢計算に関する法律」により、満年齢が上がるのは、誕生日の前日です。 ○審査基準日現在の満年齢が35歳未満の者の数が、その他の審査項目(別紙3)項番44の「若年技術職員数(B)」の数値と一致します。 ○満年齢35歳未満については、P45「若年技術職員早見表」を参考にしてください。</p>
<p>項番 8 2 (業種コード)</p>	<p>○審査を申請する建設業の種類のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を選び、該当するコード(P41左下及びP79参照)を記入してください。 ○1人の技術者につき、2業種まで記入可能です。(経審を受審しない業種は記入しない) ○異なる資格を使っても同一業種を2つ記入することはできません。</p>
<p>項番 8 2 (有資格区分コード)</p>	<p>○審査基準日において技術職員が有している資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係る資格について業種別有資格区分コード表(P81～P84)の分類に従い、該当するコードを記入してください。(この表に該当する資格以外は審査の対象外です。) ○申請業種に対して複数の資格等を有している場合でも、記入できるのは1つだけです。 ○<u>審査基準日において資格の要件があることが必要</u>です。 ○実務経験による申請の場合、1業種につきそれぞれの実務経験年数が必要です。(10年間の実務経験(コード002)で2業種なら20年以上の実務経験)</p>
<p>項番 8 2 (講習受講)</p>	<p>○審査基準日において、建設業法第15条第2号イに該当する者(1級国家資格者相当)が、<u>監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、監理技術者講習を受講している場合は「1」を記入、それ以外の場合は「2」を記入</u>してください。 ○この講習は、<u>当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していることが必要</u>です。 ※「建設業法第15条第2号イに該当する者」とは、国土交通大臣が定める試験及び免許について1級の技術検定試験等により資格を取得した者です。具体的には業種別有資格区分コード表(P81～84)の右側に記載の点数が5点の技術者となります。</p>
<p>項番 8 2 (監理技術者資格者証交付番号)</p>	<p>○1級の技術者で監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している者について、その交付番号(11桁)を記入してください(合格証の番号ではない)。 ※左側「講習受講」欄で「1」を記入した場合のみ必ず記入します。 ○監理技術者資格者証の交付を受けていない者は空欄とします。</p>
<p>項番 8 2 (CPD単位取得数)</p>	<p>○審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を技術者ごとに算出し、記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><注意></p> <p>◆ <u>ここでいう取得した「CPD単位数」とは、CPD認定団体によって修得を認定された単位数そのものことではありませんので、ご注意ください!</u> 取得した「CPD単位数」とは、CPD認定団体によって修得を認定された単位数を基に、計算によって算出した数値を指します。</p> <p>◆ <u>CPD単位の算出の仕方についてはP42を参照してください。</u></p> </div>

6 技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）（別記様式1）

※審査基準日が
令和8年3月31日の場合

技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）

技術職員名簿（別紙二）と同じ順番ですべて記載してください。
（監理技術者のみを記入するものではありません。）

001 頁

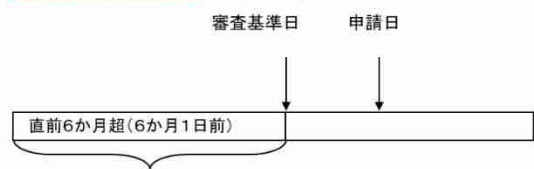
<注意!>

講習修了証の有効期間（終期）は、
講習修了日の翌年から5年間で

※有効期間の終期は全て12月31日となります。

通番	氏名	雇用開始年月日	監理技術者	
			資格者証有効期間	講習修了証有効期間
1	宮崎 建太郎	H28. 3. 1	R7. 1. 1 ~ R12. 12. 31	R7. 2. 2 ~ R12. 12. 31
2	宮崎 建次郎	H28. 3. 1	~	~
3	宮崎 建三郎	H24. 1. 1	R4. 1. 1 ~ R9. 12. 31	R3. 3. 3 ~ R8. 12. 31
4	都城 建四郎	H26. 1. 1	R3. 7. 1 ~ R8. 6. 30	R3. 4. 4 ~ R8. 12. 31
5	小林 建五郎	H14. 1. 1	~	~
6	高岡 建六郎	H11. 1. 1	~	~
7	西都 建七郎	H18. 1. 1	R7. 1. 1 ~ R12. 12. 31	R7. 5. 5 ~ R12. 12. 31
8	高鍋 建八郎	H19. 1. 1		
9	日向 建九郎	H29. 10. 10		
10	日南 貴	H28. 5. 15		
11	延岡 悟	H29. 10. 10		
12	申間 あや	R4. 4. 1		
16				
17				
18				
19				
20				
28				
29				
30				

評価対象となる技術者は、審査基準日前に6か月を超えて（6か月と1日前から）、雇用されている方に限られます



この期間、継続して雇用されていることが必要
（審査基準日（決算日）が令和8年3月31日の場合、令和7年9月30日以前から継続して雇用されていること）

雇用保険被保険者資格取得確認通知書の「資格取得年月日」を記入してください。なお、役員等の雇用保険適用除外者については、商業登記簿に記載された就任日を記入してください。

審査基準日を踏ぐ有効期間を記入してください。（持っていない者は空欄）

資格者証有効期間（始期）（終期）

氏名 建設 太郎 昭和45年 9月 3日生
住所 東京都千代田区二番町3番地
初回交付 令和 5年 7月 3日 交付 令和 5年 7月 3日
交付番号 第 000000000000号
監理技術者資格者証
令和10年 7月 2日 まで有効
国土交通大臣指定資格者証交付機関
一般財団法人 建設業技術者センター 理事長
所属建設業者 (株) O X 建設
有する 一土施 一建設
資格
建設業の種類 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消消解
有・無 1111111001111111111110100011001

監理技術者講習修了履歴
修了番号: 第1234-1234567890号 修了年月日: 令和 5年 5月 3日
氏名: 建設 太郎 生年月日: 昭和45年 9月 3日
講習実施機関名: (一財) O X X X
資格者証備考
更新は期限の30日前(追加は期限の45日前)までに申請を

この欄の29業種の略号の下に「1」と記入されている業種のみが、別紙2で記入できる業種コードになります。

講習修了証有効期間（始期）

※この用紙は、技術職員名簿(別紙2)に記載した**すべての技術職員**について、雇用開始日(社会保険資格取得日)と監理技術者有効期間を確認するためのものです。

※「資格者証有効期間」欄と「講習修了証有効期間」の両方に有効な期間が入らない場合、技術職員名簿(別紙2)の「講習受講」欄は、「2」となります。

「頁」欄	○この技術職員名簿の枚数を、3桁の通し番号で記入してください。(1枚のみでも「001」と記入) ○技術職員が30名以下である場合は、001と記入してください。 ○技術職員が30名を越える場合は2枚目を使用し、002と記入してください。(以下同じ)
「氏名」欄	○技術職員名簿(別紙2)に記載した技術職員の順番どおりに上から記入してください。 ○監理技術者でない者についても、全員を記入してください。
「雇用開始年月日」欄	○雇用保険被保険者資格取得確認通知書に記載されている「資格取得年月日」を記入してください。 ○役員等の雇用保険適用除外者については、商業登記簿に記載された就任日を記入してください。 ○この年月日が審査基準日の6か月超前でないと、経審上では技術職員としてカウントできません。(下表「技術職員雇用期間早見表」参照)
「資格者証有効期間」欄	○審査基準日を跨いで有効である資格者証に記載の登録証に記載の有効期限(終期)と、その5年前の日(始期)を記入してください。 (必ずしも申請日の直近に更新した資格者証の有効期間になるとは限りません。)
「講習修了証有効期間」欄	○審査基準日を跨いで有効である講習修了証に記載の講習修了日(始期)と、講習修了日の翌年の1月1日から5年後の日(終期:全て12月31日)を記入してください。 (必ずしも申請日の直近に更新した講習修了証の有効期間になるとは限りません。)

<若年技術職員早見表>

審査基準日	若年技術者(35歳未満)となる者の生年月日	審査基準日	若年技術者(35歳未満)となる者の生年月日
R7.12.31	H3.1.2以降生まれ	R8.8.31	H3.9.2以降生まれ
R8.1.31	H3.2.2以降生まれ	R8.9.30	H3.10.2以降生まれ
R8.2.28	H3.3.2以降生まれ	R8.10.31	H3.11.2以降生まれ
R8.3.31	H3.4.2以降生まれ	R8.11.30	H3.12.2以降生まれ
R8.4.30	H3.5.2以降生まれ	R8.12.31	H4.1.2以降生まれ
R8.5.31	H3.6.2以降生まれ	R9.1.31	H4.2.2以降生まれ
R8.6.30	H3.7.2以降生まれ	R9.2.28	H4.3.2以降生まれ
R8.7.31	H3.8.2以降生まれ	R9.3.31	H4.4.2以降生まれ

※左欄の審査基準日に対し、右端欄の生年月日以降の者が若年技術職員となります。

<技術職員雇用期間早見表>

審査基準日	起算日	6か月前	6か月と1日前	審査基準日	起算日	6か月前	6か月と1日前
R7.12.31	R7.12.30	R7.7.1	R7.6.30	R8.8.31	R8.8.30	R8.3.1	R8.2.28
R8.1.31	R8.1.30	R7.7.31	R7.7.30	R8.9.30	R8.9.29	R8.3.30	R8.3.29
R8.2.28	R8.2.27	R7.8.28	R7.8.27	R8.10.31	R8.10.30	R8.5.1	R8.4.30
R8.3.31	R8.3.30	R7.10.1	R7.9.30	R8.11.30	R8.11.29	R8.5.30	R8.5.29
R8.4.30	R8.4.29	R7.10.30	R7.10.29	R8.12.31	R8.12.30	R8.7.1	R8.6.30
R8.5.31	R8.5.30	R7.12.1	R7.11.30	R9.1.31	R9.1.30	R8.7.31	R8.7.30
R8.6.30	R8.6.29	R7.12.30	R7.12.29	R9.2.28	R9.2.27	R8.8.28	R8.8.27
R8.7.31	R8.7.30	R8.1.31	R8.1.30	R9.3.31	R9.3.30	R8.10.1	R8.9.30

※左欄の審査基準日に対し、右端欄以前から雇用されている者が技術職員の対象となります。

実務経験者名簿

技術職員名簿（別紙2）において、実務経験が必要なコードを選択した職員全員分の記入が必要です。

宮崎県知事 許可（第

号）

商号・名称（

技術者氏名	生年月日	業種	区分 7条2号	卒業学校・学科 又は 資格・免許の名称	勤務先	在籍期間		(月数)	実務経 験月数
						S H R	S H R		
西都 建七郎	S30.1.6	(土)	イ ロ ハ	〇〇大学 土木工学科	㈱〇〇建設	S H R	S H R	207 ヶ月	52 ヶ月
高鍋 建八郎	S29.1.7	(建)	イ ロ ハ		㈱〇〇建設	S H R	S H R	195 ヶ月	142 ヶ月
"	"	(と)	イ ロ ハ		△△工務店	S H R	S H R	276 ヶ月	134 ヶ月
日向 建九郎	S28.1.8	(建)	イ ロ ハ		㈱〇〇建設	S H R	S H R	136 ヶ月	67 ヶ月
"	"	"	イ ロ ハ		□□工務店	S H R	S H R	97 ヶ月	59 ヶ月
日南 建太郎	S32.12.19	(建)	イ ロ ハ	〇〇高校 建築学科	㈱〇〇建設	S H R	S H R	136 ヶ月	79 ヶ月
串間 建次郎	S34.8.19	(土)	イ ロ ハ		㈱〇〇建設	S H R	S H R	471 ヶ月	263 ヶ月
延岡 建三郎	S42.6.26	(と)	ハ	2級とび技能士	㈱〇〇建設	S H R	S H R	104 ヶ月	52 ヶ月
			イ ロ ハ			S H R	S H R		
			イ ロ ハ			S H R	S H R		
			イ ロ ハ			S H R	S H R		

規定の月数以上
(下記参照)に
なっていること
が必要

「イ」で囲むか、不要なものを消してください。

右の表を参考にして、「イ」「ロ」「ハ」のいずれにあたるかを特定した上、○を付けてください。

イ →①高校の指定学科を修めて、その後5年(60か月)以上の実務経験が必要です。

②高等専門学校、短大、大学の指定学科を修めて、その後3年(36か月)以上の実務経験が必要です。

※なお、上記の指定学科(受審する業種に対応する学科)については、P80の指定学科一覧表を参照してください。

ロ →学歴に関係なく、10年(120か月)以上の実務経験が必要です。

ハ →実務経験を必要とする資格(第2種電気工事士、給水装置工事主任技術者、2技能士等)を保有の場合、当該資格に応じた実務経験年数(資格取得後の実務経験)が必要です(P81~P84参照)。

<実務経験とは……>

建設業法に規定する29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。なお、建設業法以外の法律で無資格者の施工が制限されている工事(電気工事等)もありますので、ご注意ください。

※この様式は、技術職員名簿(別紙2)に記載した技術者のうち、実務経験者(コード 001、002)及び資格取得後一定期間の実務経験を要する有資格者について作成してください。
 ※記入する技術者は、技術職員名簿(別紙2)に記載の順に記入してください。
 ※実務経験が不要な資格保有者は、記入不要です。

「業種」欄	○該当技術者(下記イロハに該当する者)が、これまでに経験したすべての業種の名称を略号で記入してください。(業種ごとに異なる行に記入)
「区分」欄	○建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの分類に従い、該当するものを選択してください。 イ 指定学科卒業後、一定期間の実務経験を有する者(有資格コード001) ロ 10年以上の実務経験を有する者(有資格コード002) ハ 資格取得後一定期間の実務経験を有する者(第二種電気工事士、2級技能士 等)
「卒業学校・学科又は資格・免許の名称」欄	○「区分」欄で「イ」を選択した場合は担当業種に関する学歴を記入してください。 ○「ハ」を選択した場合は資格・免許の名称を記入してください。 ○「ロ」を選択した場合は記入を要しません。
「勤務先」欄	○該当する業種の実務を経験した勤務先の名称を記入してください。
「在籍期間」欄	○技術者として当該勤務先に在籍した期間(審査基準日までの期間)を記入してください。「(月数)」欄は、在籍期間を月換算した数字を記入してください。 ※「在籍期間の月数≥実務月数の合計」となるように記入してください。
「実務経験月数」欄	○在籍期間のうち実際に該当業種に従事していた月数を記入してください。 ○「区分」欄で「ハ」を選択した場合、資格取得後の実務経験月数を記入してください。 ○複数の業種で実務経験が重複する期間は、いずれか1業種(経験したウエイトの大きい業種)についてのみ実務経験月数を計上します。 ○重複期間における各業種の実務経験月数の合計が、実際の月数を超えることは認めません。

(特殊な記載例 その1) 必要な実務経験年数のために勤務先が複数にまたがる場合

技術者氏名	生年月日	業種	区分 7条2号	卒業学校・学科 又は 資格・免許の名称	勤務先	在籍期間 (月数)	実務経験月数
延岡 建子	S40.10.12	(土)	イ		㈱〇〇建設	S H 16年1月 ~ H R 8年3月 267ヶ月	192ヶ月
"	"	"	イ		㈱▽△土木	S H 62年1月 ~ H R 7年12月 108ヶ月	86ヶ月

必要な実務年数に達するまで職歴を追加してください。
 職歴のうち、新しい方を上段に記載してください。

(特殊な記載例 その2) 複数の業種の実務経験期間が重複する場合

技術者氏名	生年月日	業種	区分 7条2号	卒業学校・学科 又は 資格・免許の名称	勤務先	在籍期間 (月数)	実務経験月数
日向 設子	S40.10.12	(土)	イ		㈱〇〇建設	S H 2年1月 ~ H R 8年3月 435ヶ月	192ヶ月
"	"	(と)	イ		㈱〇〇建設	S H 2年1月 ~ H R 8年3月 435ヶ月	172ヶ月

重複する期間は、いずれか1業種にのみ月数を計上し、月数合計が経験期間の実月数を超えないこと。

在籍期間の月数 ≥ 実務月数の合計
 (上記記載例の場合)
 435月 ≥ 364(か月)

8 建設機械の保有状況、エコアクション21・ISOの取得状況（別記様式3）

建設機械の保有状況

所有またはリースいずれかに「○」をつけてください。（保有形態の変更に注意してください）

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有 又は リース	取得日又はリース期間	検査実施年月日 又は 有効期間
1	ショベル系掘削機	***	U-40-8 10188	所 リ	H7.6.20 ~	R7.8.3
2	ショベル系掘削機	★★★	U-18 10876	所 リ	H22.8.1 ~	R7.12.9
3	不整地運搬車	○○○	CD-110R 10745	所 リ	R5.8.1 ~ R10.7.31	R8.2.16
4	移動式クレーン	▲▲▲	RK70 123456	所 リ	H28.8.1 ~	R6.10.1~ R8.9.30
5	トラクターショベル	◇◇◇	PC120 R4567	所 リ	R5.8.1 ~ R10.7.31	R7.12.9
6	ダンプ車	◎◎◎	DBA80 12223345	所 リ	H24.8.1 ~	R9.1.5
7	締固め用機械	■ ■ ■	ABC 55678988	所 リ	H25.8.1 ~	R7.10.24
8	解体用機械	● ● ●	DEF 10203040	所 リ	H25.10.1 ~	R7.10.24
9	高所作業車	□ □ □	GHI 13579246	所 リ	H25.10.1 ~	R7.10.24

次頁の表中の11種類の建設機械の種類の内いずれかの文言のみ記入してください。

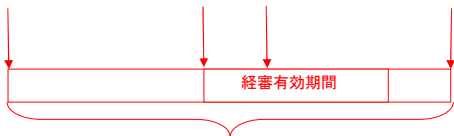
型式と製造番号(車体番号)の両方を記入してください。

所
リ
所
リ

~

リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間（審査基準日から1年7か月）を含んでいる場合のみ評価対象となります。

リース開始日 審査基準日 申請日 リース終了日



所有の場合は取得日、リースの場合はリース期間の始期と終期を記入してください。（日付は年月日を記入）

※申請の都度、リース期間等を確認してください。

リース期間が経審の有効期間（審査基準日以降1年7か月間）を含んでいる必要があります。

ただし、有効期間内にリース期間が終了するものであっても、リース会社との覚書等の書面で審査基準日から1年7か月以上リースされることが確認できた場合は評価対象とします。

※自動更新条項があっても、更新されることが書面等で確認できない場合は評価対象とはなりません。

エコアクション21・ISOの取得状況

	認証を受けた業種	有効期間
エコアクション21	〇〇工事	R5.8.1 ~ R8.7.31
ISO9001	〇〇工事、〇〇工事	R5.8.1 ~ R8.7.31
ISO14001	〇〇工事	R6.9.1 ~ R9.8.31

登録証に記載されている建設業の種類をすべて記入してください。

審査基準日を跨ぐ有効期間の始期と終期を記入してください。

建設機械の種類に応じて、以下の年月日を記入してください。

- ・ショベル系掘削機
- ・ブルドーザー
- ・トラクターショベル
- ・モーターグレーダー
- ・締固め用機械
- ・解体用機械
- ・高所作業車
 - 審査基準日を含む直前1年間に実施した**特定自主検査年月日**
- ・不整地運搬車 (R8.7~)
 - 審査基準日を含む直前2年間に実施した**特定自主検査年月日**
- ・移動式クレーン
 - 有効期間**の始期と終期
- ・ダンプ車
- ・アスファルト・フィニッシャ (R8.7~)
 - 有効期間**の満了する日

※この様式は、別紙3(その他の審査項目)に項番62「建設機械の所有及びリース台数」に記載した台数分の建設機械の明細、および項番63～65「エコアクション21の認証」、「ISOの登録」の有無についての詳細について記入するものです。

※建設機械が16台以上になる場合は、2枚目に記入してください。

※建設機械を全く保有していない場合またはエコアクション21やISOの取得がない場合、この様式の作成は不要です。

<p>「建設機械の種類」欄</p>	<p>○ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、アスファルト・フィニッシャ(※)、不整地運搬車(※)のいずれかを記入してください。 ※R8.7.1以降の申請から</p> <p><評価対象の建設機械、必要な性能、確認書類等></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 524 761 831"> <p>ショベル系掘削機</p> <p>ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> <td data-bbox="788 524 1106 831"> <p>ブルドーザー</p> <p>自重が3トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> <td data-bbox="1133 524 1450 831"> <p>トラクターショベル</p> <p>バケット容量が0.4立方メートル以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 842 761 1149"> <p>モーターグレーダー</p> <p>自重が5トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> <td data-bbox="788 842 1106 1149"> <p>移動式クレーン</p> <p>つり上げ荷重3トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>移動式クレーン検査証</p> </td> <td data-bbox="1133 842 1450 1149"> <p>ダンプ車</p> <p>自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」の記載があるもの</p> <p>※土砂等の運搬が制限されている車両は対象外</p> <p>-----</p> <p>自動車検査証記録事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1160 761 1379"> <p>締固め用機械</p> <p>ローラー(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等)</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> <td data-bbox="788 1160 1106 1379"> <p>解体用機械</p> <p>ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> <td data-bbox="1133 1160 1450 1379"> <p>高所作業車</p> <p>作業床の高さが2メートル以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1391 761 1610"> <p>アスファルト・フィニッシャ</p> <p>自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」の記載があるもの</p> <p>-----</p> <p>自動車検査証記録事項</p> </td> <td data-bbox="788 1391 1106 1610"> <p>不整地運搬車</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>ショベル系掘削機</p> <p>ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>ブルドーザー</p> <p>自重が3トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>トラクターショベル</p> <p>バケット容量が0.4立方メートル以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>モーターグレーダー</p> <p>自重が5トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>移動式クレーン</p> <p>つり上げ荷重3トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>移動式クレーン検査証</p>	<p>ダンプ車</p> <p>自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」の記載があるもの</p> <p>※土砂等の運搬が制限されている車両は対象外</p> <p>-----</p> <p>自動車検査証記録事項</p>	<p>締固め用機械</p> <p>ローラー(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等)</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>解体用機械</p> <p>ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>高所作業車</p> <p>作業床の高さが2メートル以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>アスファルト・フィニッシャ</p> <p>自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」の記載があるもの</p> <p>-----</p> <p>自動車検査証記録事項</p>	<p>不整地運搬車</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	
<p>ショベル系掘削機</p> <p>ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>ブルドーザー</p> <p>自重が3トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>トラクターショベル</p> <p>バケット容量が0.4立方メートル以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>											
<p>モーターグレーダー</p> <p>自重が5トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>移動式クレーン</p> <p>つり上げ荷重3トン以上のもの</p> <p>-----</p> <p>移動式クレーン検査証</p>	<p>ダンプ車</p> <p>自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」の記載があるもの</p> <p>※土砂等の運搬が制限されている車両は対象外</p> <p>-----</p> <p>自動車検査証記録事項</p>											
<p>締固め用機械</p> <p>ローラー(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等)</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>解体用機械</p> <p>ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>	<p>高所作業車</p> <p>作業床の高さが2メートル以上のもの</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>											
<p>アスファルト・フィニッシャ</p> <p>自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」の記載があるもの</p> <p>-----</p> <p>自動車検査証記録事項</p>	<p>不整地運搬車</p> <p>-----</p> <p>特定自主検査記録表</p>												
<p>「製造番号・車体番号」欄</p>	<p>○契約書等に記載の型式と、製造番号(車体番号)の両方を正確に記載してください。</p>												
<p>「所有又はリース」欄</p>	<p>○所有の場合は「所」に○を、リースの場合は「リ」に○を付けてください。</p> <p>※「所有」か「リース」か確実に把握の上、○を付けてください。</p> <p>※会社が、社長個人所有から借り受けている場合は、「リース」になります。</p>												
<p>「取得日又はリース期間」欄</p>	<p>○自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期の両方)を記入してください。(契約書に記載のとおり、正確に記載してください)</p> <p>※リースの場合、リース契約期間(終期)が審査基準日から1年7か月以上あることが必要。</p>												

「検査実施年月日又は有効期間」欄	○移動式クレーン、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ以外の建設機械については、 <u>審査基準日を含む直前1年間(不整地運搬車は直前2年間)に実施した特定自主検査の実施年月日を記入してください。</u> (必ずしも申請日の直前に検査した実施年月日になるとは限りません。) ○移動式クレーンについては「移動式クレーン検査証」の有効期間(始期と終期の両方)を、ダンプ車及びアスファルト・フィニッシャについては「自動車検査証記録事項」記載の「有効期間の満了する日」を記入してください(ページ下部参照)。
「認証を受けた業種」欄	○登録証に記載されている、認証を受けた建設業の業種をすべて記入してください。
「有効期間」欄	○審査基準日を跨いで有効である登録証に記載の、認証日と有効期限を記入してください。(必ずしも申請日の直前に更新した有効期間になるとは限りません。)

自動車検査証記録事項の見本

別記様式3の「製造番号・車体番号」欄に記入

記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

11121000001

1. 基本情報			
自動車登録番号又は車両番号	宮崎 000 お 0000	登録年月日/交付年月日が、審査基準日以前であること。 ※保有開始の時期は、売買契約書またはリース契約書で確認	
車台番号	000 AAA 0001		
登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日	令和 3年 5月	有効期間の満了する日 令和 6年 5月 9日
2. 所有者・使用者情報			
所有者の氏名又は名称	建設 太郎		
所有者の住所	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号		
使用者の氏名又は名	所有の場合は、「所有者」欄が申請業者名になっていること。		
使用者の住所	***		
使用の本拠の位置	***		
3. 車両詳細情報			
車名	日野	[213]	
型式	BDG-R00	原動機の型式	AA00
自動車の種別	普通	用途	貨物
車体の形状	ダンプ	乗車定員	3人
最大積載量	7770kg	最大全重量	7770kg
車両重量	2560kg	車両総重量	1325kg
前後軸重	2560kg	前後軸重	1325kg
燃料の種類	軽油	型式指定	0001
4. 備考			
[宮崎], 新規登録 自動車重量税額 ¥00,000 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 [整備工場コード] 41-00001 番号標再交付 以下余白			

みほん

ダンプについては備考に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載がある場合は対象外。

9 CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）（様式第4号）

様式第4号

<注意！>別紙二「技術職員名簿」に記載した技術者は記入しないでください。

令和 ○年 ○月 ○日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	五ヶ瀬 太郎	S54.1.1	15
2	日之影 次郎	S52.2.10	19
3	高千穂 三郎	S60.3.20	30
4			
5			
6			

審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数から算出した数値(算出の仕方についてはP42参照)

<この様式の記入対象となる者>

以下の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも満たす者を記入します。

※ 該当者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者もともに0人の場合は、
当様式は作成不要です。

- (Ⅰ) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(役員、個人事業主を含む)
- (Ⅱ) 審査基準日における許可を受けた建設業の主任技術者又は監理技術者の要件を満たす技術者(登録基幹技能者を含む。)又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者であって、
別紙二「技術職員名簿」に記載していない者

上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)	64
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)	100
CPD単位総計(①+②)	164

別紙二「技術職員名簿」に記載した技術職員が取得したCPD単位取得数の合計を記入してください。

→ 別紙三の項番46の「CPD単位取得数」と一致します。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくは同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

「氏名」欄	○別紙2「技術職員名簿」に記載した者以外で、上記(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれにも該当する者(技術者)の名前を記入してください。
「生年月日」欄	○生年月日を記入してください。
「CPD単位」欄	○審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を技術者ごとに算出し、記入してください。算出の仕方についてはP42参照。
「上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)」欄	○合計を記入してください。
「技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)」欄	○別紙2「技術職員名簿」に記載した技術職員が取得したCPD単位取得数の合計を記入してください。
「CPD単位総計(①+②)」欄	○①+②の合計を記入してください。この数字は、別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番46の「CPD単位取得数」と一致します。

10 技能者名簿（様式第5号）

様式第5号

(用紙A4)

審査基準日以前に受けた最新の評価日を記入します。 令和 ○年 ○月 ○日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	宮崎 建次郎	S59.1.3			
2	小林 建五郎	S57.12.31			
3	高岡 建六郎	S31.1.5	H30.4.1		○
4	西都 建七郎	S30.1.6	R2.4.1		○
5	高鍋 建八郎	S29.1.7	R6.10.1	○	
6	日向 建九郎	S29.1.8			
7	美郷 四郎				
8	椎葉 五郎				
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
合計				2 (イ) 2 (ロ)	8 (人)

左記に記入した技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分（レベル4）に該当するとされた者に”○”を付けます。

左記に記入した技能者のうち、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位となった者に”○”を付けます。
なお、能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者もレベル向上者に含まれます。

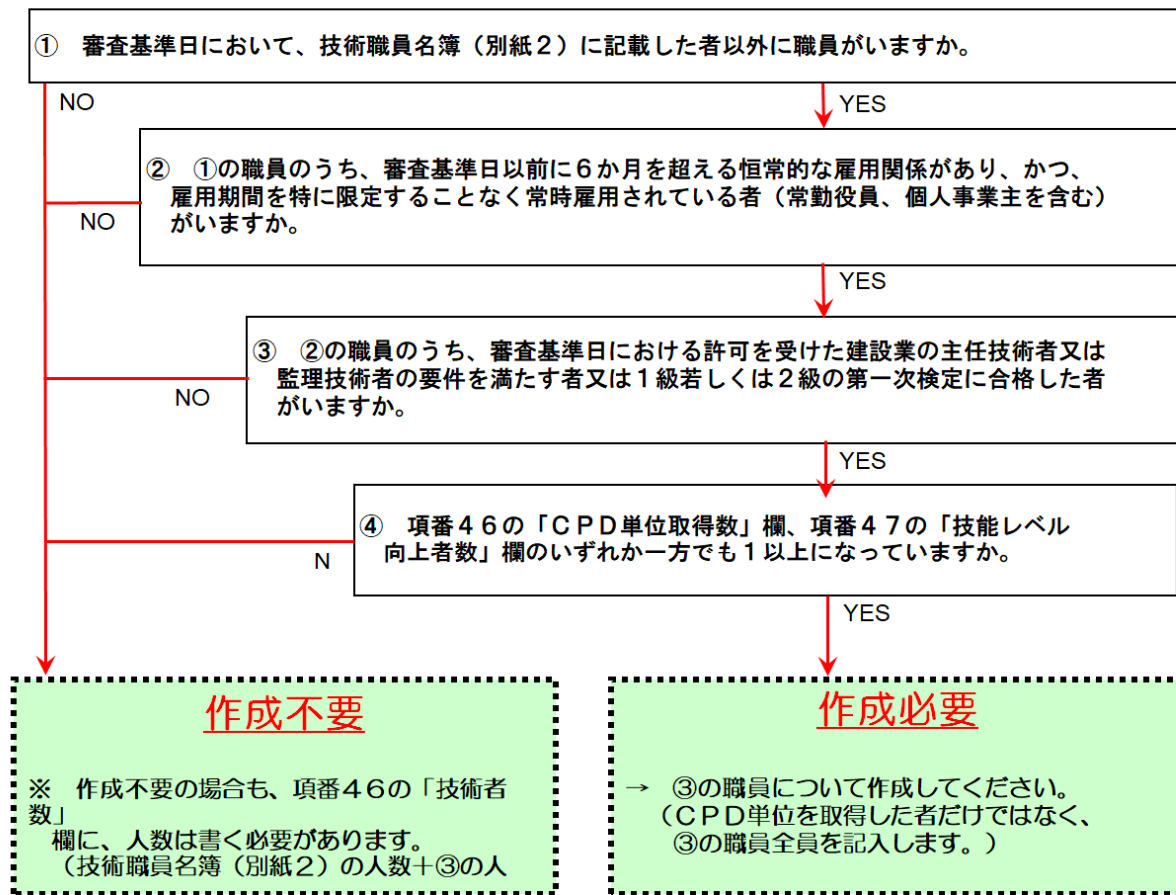
<この様式の記入対象となる者>
以下の（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれも満たす者を記入します。
※ 該当者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者もともに0人の場合は、当様式は作成不要です。
（Ⅰ） 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（役員、個人事業主を含む）
（Ⅱ） 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、**審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者**（施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合は、建設工事に従事する者として氏名が記載される者）。
ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者を除く。
※施工体制台帳の作成義務がない建設工事にのみ従事した者であっても、上記（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれも満たす場合は対象となります。（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者のみに限定されるわけではありません。）

記載要領
→ 別紙三の項番47の「技能者数」と一致します。
→ 別紙三の項番47の「技能レベル向上者数」と一致します。
→ 別紙三の項番47の「控除対象者数」と一致します。

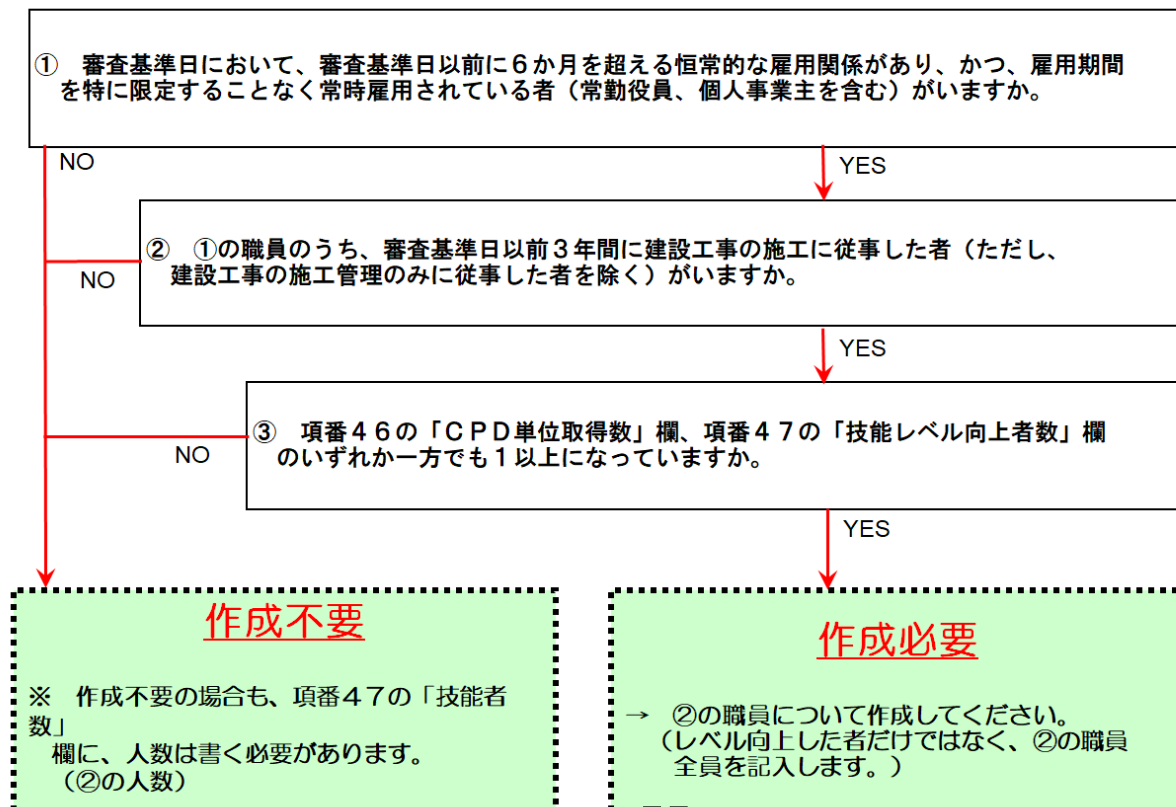
評価を受けた日を記載すること。
3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

「氏名」欄	○上記（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれにも該当する者（技能者）の名前を記入してください。 ○表の最下段の「合計」欄に、記載した技能者の人数を記入してください。この数字は、別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47の「技能者数」と一致します。
「生年月日」欄	○生年月日を記入してください。
「評価日」欄	○審査基準日以前に、国土交通大臣が定める認定能力評価基準により受けた最新の評価日（レベル判定日）を記入してください。 ※認定能力評価基準による評価（レベル判定）とは、建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録された技能者一人ひとりの技能や経験を正しく評価し、レベルに応じた4段階の評価判定を行うものです。制度の詳細は国土交通省ホームページを御確認ください。
「レベル向上の有無」欄	○審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位となった者に”○”を付けてください。 なお、認定能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者もレベル向上者数に含まれます。 ○表の最下段の「合計」欄に”○”を付けた合計人数を記入してください。この数字は、別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47の「技能レベル向上者数」と一致します。
「控除対象」欄	○審査基準日の3年前の日以前に認定能力評価基準により評価が最上位の区分（レベル4）に該当するとされた者に”○”を付けてください。 ○表の最下段の「合計」欄に”○”を付けた合計人数を記入してください。この数字は、別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47の「控除対象者数」と一致します。

< CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)の作成の要否 >



< 技能者名簿(様式第5号)の作成の要否 >



＜技術職員＞ （別紙2「技術職員名簿」関係）

受審する業種に関して、主任技術者になる資格を有する者、監理技術者になる資格を有する者、1級の第一次検定に合格した者（1級技士補）、レベル3・4技能者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤役員、個人事業主を含む）

＜技術者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番46関係）

主任技術者になる資格を有する者、監理技術者になる資格を有する者、1級又は2級の第一次検定に合格した者（1級又は2級技士補）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤役員、個人事業主を含む）

＜技能者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47関係）

審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合は、建設工事に従事する者として氏名が記載される者）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤役員、個人事業主を含む）

ただし、施工の管理のみに従事した者を除く。

※ 施工体制台帳の作成義務がない建設工事にのみ従事した者であっても対象となる。
（施工体制台帳の作業員名簿に登載された者のみに限定されない。）

＜技能レベル向上者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47関係）

技能者のうち、審査基準日以前3年間に、能力評価基準による評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位となった者。

なお、能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者も技能レベル向上者に含む。

＜控除対象者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47関係）

技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により受けた評価の区分が最上位の区分（レベル4）に該当するとされた者。

13 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）

様式第6号

(用紙A4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

不要な箇所を二重線で消す。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
宮崎県 知事 殿

RO年〇月〇日

建設キャリアアップシステム事業者ID

00000123456789

住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号
商号又は氏名 (株)みやざき建設
代表者氏名 代表取締役 宮崎 太郎

該当する数字を記入。

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

措置実施工事とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含む。

許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、申請区分が「1」の場合は日本国内における全ての工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
※ 該当がない場合は「0」を記載。

14 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）
 ※R8.7.1 改正以降の申請から適用

様式第7号

(用紙A4)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行~~う~~/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

不要な箇所を二重線で消す。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

宮崎県 知事 殿

「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。
 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。

年 月 日

住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号
 商号又は氏名 (株)みやざき建設
 代表者氏名 代表取締役 宮崎 太郎

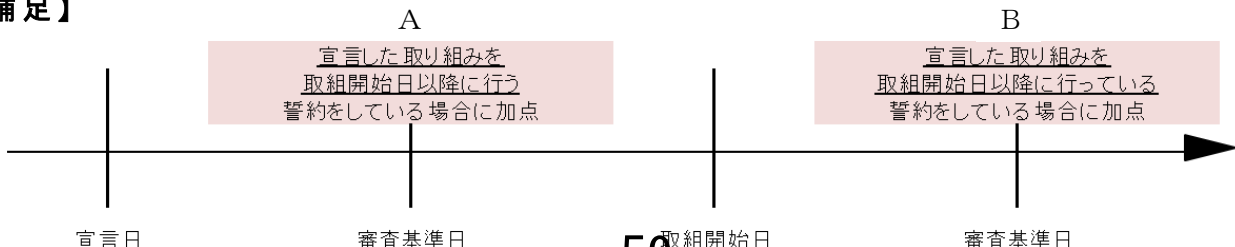
該当する英字を記入。

受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

申請区分 A (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	令和8年3月31日
取組開始日	令和8年1月22日

【補足】



自主宣言 HP から宣言内容をダウンロードし取得すること。

宣言立場 元請事業者

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

元請事業者または下請事業者の立場で宣言を行っていること。

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇を宣言します。

(1 . 労務費確保・賃金支払い等のための取組)

- 自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。
- 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。
 - ・ 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の労務費・材料費等の箇所を変更する場合は社内稟議を実施した上で行う。
- 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。
 - ・ 自社技能者の週休二日制を導入する。
 - ・ 自社技能者の長期夏季休暇の制度を導入する。
 - ・ 工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。
 - ・ 工事現場毎に適した快適トイレを導入する。
 - ・ 工事現場の土日閉所を実施する。
- 担い手の育成取組を行う。
 - ・ 自社の担い手に対する取組として、資格取得のための資金の補助等を実施。
 - ・ 自社の担い手に対する取組として、安全衛生等現場に係る注意に関する研修会等の実施を定期的 (1年に1回以上) に行っている。
- 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。

(2 . 建設キャリアアップシステムの活用)

- CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組む。
 - ・ 元請として受注した工事現場にカードリーダー等就業履歴を蓄積できる機器を設置し、設置した現場において、自社の技能者は少なくとも履歴蓄積を行い、下請事業者にも朝礼等の機会を通じ履歴蓄積を促す。
- 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行う。

(3 . 宣言企業との取引優先)

- 取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。
 - ・ 取引先選定において、2社以上見積を取得し、条件が同じであった場合は、自主宣言を行っている社を選定する通知や取引先選定規程に記載等を行う。

宣言日 2025年12月12日
取組開始日 2025年12月12日



企業名 (株)みやざき建設
代表者名 ○○ ○○

審査基準日が宣言日以降であり、かつ、宣言日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末以前であること。
取組開始日が審査基準日より後の場合は「A.取組みを行う」誓約を、審査基準日以前の場合は「B.取組みを行っている」誓約をすること。

(様式)

「資本金借入金」該当証明書

・証明者は公認会計士・税理士・建設業計理士1級のいずれかであること
 ・証明者の在籍先(社内・社外)はどちらでも可

令和〇年〇月〇日

所有資格 建設業計理士1級
 商号又は名称 株式会社みやざき建設
 氏名 〇〇 〇〇

株式会社みやざき建設において、令和〇年〇月〇日時点の借入残高のうち、〇〇〇,〇〇,〇〇〇円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】にあることを証明します。

・全ての要件に該当していること
 ・契約書上で要件に該当することが確認できる箇所を記載する

要件		〈貸出条件〉
償還条件	償還期間が5年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 5.借入日 6.期限
	期限一括償還* ¹	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

- *¹同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。
- *²業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。
- *³少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目	内容	
貸出主	××銀行	
借入金額	50,000,000 円	
借入期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
当期決算日における残存年数	2年以上3年未満	
自己資本と 扱う額* ⁴	当期決算日 (〇年〇月〇日)	20,000,000 円
	前期決算日 (〇年〇月〇日)	30,000,000 円

*⁴「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

経営規模等評価申請書の自己資本額が、貸借対照表上の純資産の額と当該証明書の自己資本と扱う額との合算値となる

16 工事経歴書 (様式第二号)

受審する29業種の業種名を記入します。

課税業者は税抜に「〇」、
免税業者は税込に「〇」を
付けます。

契約書に記載どおり
の契約期間(工期)
を記入します。

工事経歴書

(建設工事の種類) とび土工
コンクリート 工事 (税込 (税抜))

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所(一)印を記載)		請負代金の額		工期	
						主任技術者	監理技術者	うち、 (PC ・法面処理 欄横上部)		着工年月日	完成又は 完成予定年月
国土市	元請		小学校コンクリートブロック据え付け工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建次郎	レ		3,000 千円	千円	令和 6 年 11 月	令和 7 年 2 月
東北木市	元請		市道改修工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建五郎	レ		2,000 千円	千円	令和 7 年 2 月	令和 7 年 4 月
S氏	元請		S邸手すり据え付け工事	宮崎県国富町	宮崎 建六郎	レ		1,400 千円	千円	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月
(株)関東建設	下請		大淀川改修工事のうち掘削工事	宮崎県国富町	宮崎 建三郎	レ		9,900 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 12 月
(株)北陸産業	下請		ビル新築工事のうち外構工事	宮崎県国富町	宮崎 建次郎	レ		8,800 千円	千円	令和 7 年 4 月	令和 7 年 6 月
(有)中部建築	下請		ビル改築工事のうち足場仮設工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建五郎	レ		7,700 千円	千円	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月
(株)近畿組	下請		アパート新築工事のうち杭打工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建六郎	レ		6,600 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 9 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

元請下請の別と、JVの場
合はJVと記入します。

課税業者は税抜き、免税業
者は税込みで記入します。

契約書に記載どおりの工事
名を記入します。

実際に配置された「配置技術者」
を記入し、レ点を付けます。

注文者名(業者名等)を記入します
(個人名はイニシャル)。
業者名は、(株)などの略号も記載。

都道府県名と市町村名
の両方を記入します。

小計	7 件	39,400 千円	0 千円	うち 元請工事 6,400 千円	0 千円
合計	24 件	51,300 千円	0 千円	うち 元請工事 9,000 千円	0 千円

※記入する件数は、P 6 4 ~ P 6 5 のルールに基づき記入します。

※合計には、当該業種以外の完成工事高は含まれません。

右の⑦⑧⑨⑩は、「工事種類
別完成工事高 (別紙1)」に
記載する数値と一致します。

小計	① 件	② 千円	③ 千円	うち 元請工事 ④ 千円	⑤ 千円
合計	⑥ 件	⑦ 千円	⑧ 千円	うち 元請工事 ⑨ 千円	⑩ 千円

- ① この表に記載の工事の小計件数 (タテ計) を記入します。
- ② この表に記載の工事の小計金額 (タテ計) を記入します。
- ③ この表に記載の工事の内訳業種の小計金額 (タテ計) を記入します。
- ④ この表に記載の工事のうち、元請工事小計金額 (タテ計) を記入します。
- ⑤ この表に記載の工事のうち、内訳業種の元請工事の小計金額 (タテ計) を記入します。
- ⑥ この表に記載のない工事も含めて、すべての当該業種の工事の件数を記入します。
- ⑦ この表に記載のない工事も含めて、すべての当該業種の工事の合計金額を記入します。
- ⑧ この表に記載のない工事も含めて、すべての当該業種の内訳業種の合計金額を記入します。
- ⑨ この表に記載のない工事も含めて、すべての当該業種の元請工事合計金額を記入します。
- ⑩ この表に記載のない工事も含めて、すべての当該業種の内訳業種の元請工事の合計金額を記入します。

※この表は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(29業種)ごとに作成してください。

※下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記入し、「工事名」の欄には当該下請工事の契約書の工事名称を記入してください。

※「注文者」「工事名」は、工事請負契約書等の記載どおりに記入してください。ただし、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意してください。(「A邸新築工事」等のようにアルファベット表記)

※**1つの工事請負契約を2以上の業種に分割又は重複計上することはできません。**

※前年に経営事項審査を受けていない場合及び初めて経審を受ける場合等は、対象となる未受審の営業年度すべてにおいて工事経歴書を作成し、決算期ごとに別の用紙としてください。

※経審を受審しない「その他工事」についても、29業種ごとに別々に作成してください。

※**最終的に合算(業種間積み上げ)する場合でも、この工事経歴書は29業種ごとに別々に作成してください。**

「建設工事の種類」欄	<p>○受審する業種(29業種区分)ごとに作成してください。</p> <p>※この段階では、<u>完成工事高の合算(例:とび土工工事を土木一式工事に含めて作成、大工工事を建築一式工事に含めて作成 等)はできません。</u></p>												
「税込・税抜」欄	<p>○該当するものに「○」を付してください。</p> <p>※消費税課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」に「○」をつけてください。</p>												
「元請又は下請の別」欄	<p>○元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記入してください。</p>												
「JVの別」欄	<p>○共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記入してください。</p>												
「配置技術者」欄	<p>○完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に実際に置かれた技術者の氏名、及び主任技術者又は監理技術者の別を記入してください。</p> <p>○当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記入してください。</p> <p>※専任を要する工事の配置技術者や、営業所の専任技術者については、注意が必要です。</p> <p>※配置技術者とは、現場代理人のことではありません。</p>												
「請負代金の額」欄	<p>○課税業者は税抜きで、免税業者は税込みで記入してください。</p> <p>○共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記入してください。</p> <p>○<u>工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記してください。(以下参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="501 1339 847 1451"> <tr> <th colspan="2">完成工事高</th> </tr> <tr> <td>(75,000)</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>98,000</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p>→ 上段括弧書きが今期計上する額、 下段が契約書上(全体)の請負金額となります。</p>	完成工事高		(75,000)	千円	98,000	千円						
完成工事高													
(75,000)	千円												
98,000	千円												
「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」欄	<p>○次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事(内訳業種)があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="427 1608 1426 1765"> <thead> <tr> <th>(一)</th> <th>(二)</th> <th>(三)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>プレストレストコンクリート構造物工事</td> <td>PC</td> </tr> <tr> <td>とび土工コンクリート工事</td> <td>法面処理工事</td> <td>法面処理</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物工事</td> <td>鋼橋上部工事</td> <td>鋼橋上部</td> </tr> </tbody> </table>	(一)	(二)	(三)	土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC	とび土工コンクリート工事	法面処理工事	法面処理	鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部
(一)	(二)	(三)											
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC											
とび土工コンクリート工事	法面処理工事	法面処理											
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部											
「小計」欄	<p>○ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計、及び「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記入した額の合計を記入してください。(0円の場合は、「0」を記入)</p>												
「合計」欄	<p>○最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計、及び「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記入した額の合計を記入してください。(0円の場合は、「0」を記入)</p> <p>※この合計の件数及び金額には、当該業種以外の建設工事はもちろん、委託業務等の売上を含むことはできません。</p>												

<完成工事の仕分けの仕方>

① まず、会社全体の売上の整理を行います。

② 次に、会社全体の売上から完成工事高（建設工事）を抜き出します。

③ 建設工事を29業種の業種ごとに仕分けします。

④ 29業種の業種ごとに、以下の作業（④～⑥）を行い仕分けをします。

当該業種の
すべての工事(合計51,300千円)

【うち】
元請工事：A～H
 (合計 9,000千円)
下請工事：a～k
 (合計 42,300千円)

すべての工事を、
1件1件仕分ける

ここには、委託業務等の兼業売上は含まれません。

⑤ すべての元請工事を取り出します。

元請全体の7割 ←

3,000千円 2,000千円 1,400千円 1,000千円 600千円 500千円

①元請工事を金額の大きい順に記載していきます。

②この金額が、すべての元請工事の額の7割(9,000千円×7割=6,300千円)を超えるまで記載します。
A+B+C=6,400千円(>6,300千円)であるので、その段階で元請工事の記載は終了します。

注1) 仮に、元請工事の7割を記載した結果、すべての完成工事の額の7割を超えた場合は、記載は終了して構いません。(→ P66記載例2の場合です)

注2) ただし、金額の大きい順に記載していくうちに、5,000千円未満の工事が10件以上になったときには、元請工事額の7割の達していなくても、元請工事の記載については、ここで終了してください。(→ P67記載例3の場合です)

元請工事で記載しなかった工事（上記D～H）も含めた残りです。下請工事のみではありません。

⑥ 最後に、残りの工事（元請工事も含む）を集めます。

元請下請全体の7割 ←

9,900千円 8,800千円 7,700千円 6,600千円 5,500千円 3,800千円 1,000千円 600千円

①残りの工事(元請工事も含む)を金額の大きい順に記載していきます。

②先ほど記載した元請工事の額を含め、記載した工事の金額の累計が、すべての完成工事の額の7割(51,300千円×7割=35,910千円)を超えるまで記載します。
A+B+C+a+b+c+d=39,400千円(>35,910千円)であるので、その段階ですべての記載は終了です。
(→ P66記載例1の場合です)

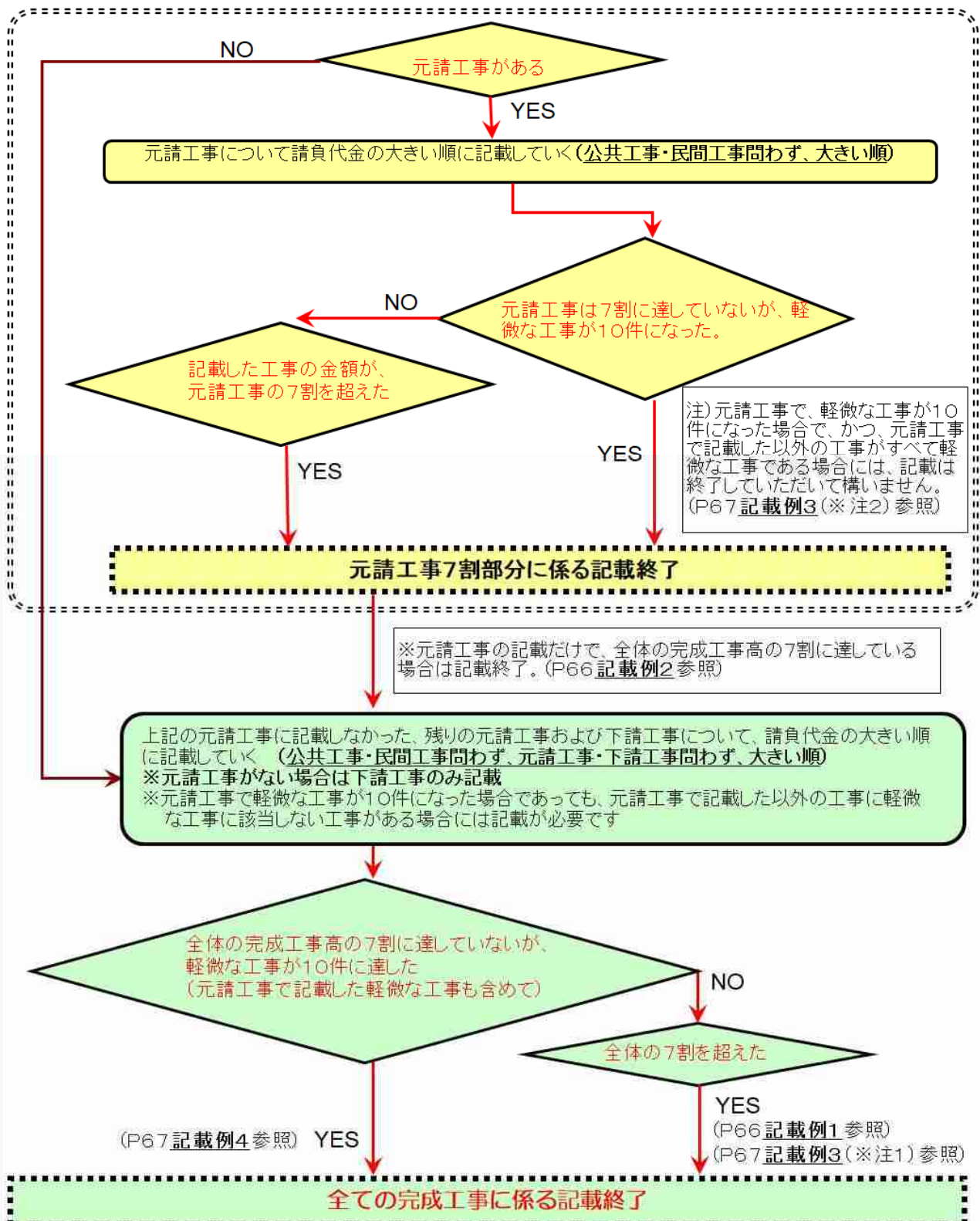
注) ただし、金額の大きい順に記載していくうちに、5,000千円未満の工事が(元請工事で記載した工事も含めて)10件以上になったときには、すべての完成工事の額の7割に達していなくても、記載は終了してください。(→ P67記載例4の場合です)

工事経歴書の記載の流れ(フロー図)

①元請工事に係る完成工事について、**元請工事の完成工事高合計の7割を超える**ところまで、金額の大きい順に記載します(公共工事・民間工事問わず、大きい順)。

②続けて、①で記載をしなかった残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、**全体の完成工事高合計の7割を超える**ところまで金額の大きい順に記載します(公共工事・民間工事問わず、元請工事・下請工事問わず、大きい順)。

※ただし、①②ともに、軽微な工事(税込み500万円未満の工事。建築一式工事のみについては税込み1,500万円未満。)の10件を超える部分については記載する必要はありません。また、①と②の軽微な工事を合わせて10件を超えた場合は、記載を終了して構いません。



記載例1

第十九条の八関係

とび土工
コンクリート 工事経歴書
工事 (税込 (税抜))

(全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

(1) 元請工事へ7割部分に係る完成工事
(2) (1)以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(認章箇所には印を記載)		着工年月日	完成又は完成予定年月
① 国土市	元請		小学校コンクリートブロック据え付け工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建次郎	主任技術者	3,000千円	令和6年11月	令和7年2月
② 東北木市	元請		市道改修工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建五郎	主任技術者	2,000千円	令和7年2月	令和7年4月
③ S氏	元請		S邸手すり据え付け工事	宮崎県日南市		主任技術者	1,400千円	令和7年6月	令和7年7月
元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えてください。									
④ (株)関東建設	下請		大淀川改修工事のうち掘削工事	宮崎県新富町	宮崎 建三郎	主任技術者	9,900千円	令和7年8月	令和7年12月
⑤ 北陸産業(株)	下請		ビル新築工事のうち外構工事	宮崎県都城市	宮崎 建次郎	主任技術者	8,800千円	令和7年4月	令和7年6月
⑥ (有)中部建築	下請		ビル改築工事のうち足場仮設工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建五郎	主任技術者	7,700千円	令和7年7月	令和7年8月
⑦ (株)近畿組	下請		アパート新築工事のうち杭打工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建六郎	主任技術者	6,600千円	令和7年8月	令和7年9月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月

記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため、ここで記載終了です。

①~③の合計額 ≥ すべての元請工事の7割
(6,400千円) > (9,000 × 0.7 = 6,300千円)

①~⑦の合計額 ≥ すべての完成工事高の7割
(39,400千円) > (51,300 × 0.7 = 35,910千円)

※上記①~③ = 「軽微な工事」

小計	7	39,400	0	うち 元請工事	6,400	0
	件	千円	千円	千円	千円	千円
合計	24	51,300	0	うち 元請工事	9,000	0
	件	千円	千円	千円	千円	千円

記載例2

第十九条の八関係

とび土工
コンクリート 工事経歴書
工事 (税込 (税抜))

(元請工事だけで完成工事高の7割に達した場合)

(1) 元請工事の7割部分に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(認章箇所には印を記載)		着工年月日	完成又は完成予定年月
① 国土市	元請		小学校コンクリートブロック据え付け工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建次郎	主任技術者	8,000千円	令和6年11月	令和7年2月
② (株)関東建設	元請		大淀川改修工事の内掘削工事	宮崎県綾町	宮崎 三郎	主任技術者	8,800千円	令和7年2月	令和7年4月
③ (株)北陸産業	元請		ビル新築工事のうち外構工事	宮崎県綾町	宮崎 次郎	主任技術者	8,100千円	令和7年6月	令和7年7月
④ 東北木市	元請		市道改修工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建五郎	主任技術者	5,000千円	令和7年8月	令和7年12月
⑤ (有)中部不動産	元請		マンション改築工事のうち足場仮設工事	宮崎県日南市	宮崎 建六郎	主任技術者	4,000千円	令和7年4月	令和7年6月
⑥ 近畿(有)	元請		アパート新築工事のうち杭打工事	宮崎県日南市	宮崎 建次郎	主任技術者	2,900千円	令和7年7月	令和7年8月
⑦ 中国(株)	元請		補修工事	宮崎県宮崎市		主任技術者	2,000千円	令和7年8月	令和7年9月
⑧ (株)四国土木	元請		工事	宮崎県宮崎市		主任技術者	1,850千円	令和7年2月	令和7年4月
⑨ 九州(株)	元請		アパート入口コンクリート工事	宮崎県新富町	宮崎 建五郎	主任技術者	1,700千円	令和7年4月	令和7年4月
⑩ J氏	元請		J邸新築工事のうち基礎工事	宮崎県宮崎市	宮崎 次郎	主任技術者	1,500千円	令和7年12月	令和7年12月
⑪ S氏	元請		S邸手すり据え付け工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建次郎	主任技術者	1,500千円	令和7年3月	令和7年4月
⑫							千円	令和 年 月	令和 年 月
⑬							千円	令和 年 月	令和 年 月

①~⑪の合計額 ≥ すべての完成工事高の7割
(41,350千円) > (59,000 × 0.7 = 41,300千円)

元請工事だけで、全体の完成工事高の7割を超えた場合には、下請工事等については、記載する必要はありません。(ここで記載終了です)

※上記⑤~⑪ = 「軽微な工事」

小計	11	41,350	0	うち 元請工事	41,350	0
	件	千円	千円	千円	千円	千円
合計	21	59,000	0	うち 元請工事	58,100	0
	件	千円	千円	千円	千円	千円

記載例3

とび土工
コンクリート 工事 (税込・税抜)

(元請工事だけで軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼板上部	工 期		
					主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所には印を記載)	主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は 完成予定年月	
① 国土市	元請		小学校コンクリートブロック据え付け工事	宮崎県日向市	宮崎 建次郎	レ	8,000 千円	千円	令和 6 年 11 月	令和 7 年 2 月
② (有)中部不動産	元請		マンション改築工事のうち足場仮設工事	宮崎県日向市	宮崎 建五郎	レ	4,500 千円	千円	令和 7 年 2 月	令和 7 年 4 月
③ 近畿(有)	元請		アパート新築工事のうち杭打工事	宮崎県延岡市	宮崎 建六郎	レ	3,200 千円	千円	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月
④ 中国(株)	元請					レ	2,500 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 12 月
⑤ (株)四国土木	元請					レ	2,000 千円	千円		
⑥ 九州(株)	元請					レ	1,900 千円	千円	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月
⑦ J氏	元請					レ	1,800 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 9 月
⑧ 東北木市	元請					レ	1,700 千円	千円	令和 7 年 2 月	令和 7 年 4 月
⑨ (株)関東建設	元請					レ	1,600 千円	千円	令和 7 年 4 月	令和 7 年 4 月
⑩ (株)北陸産業	元請					レ	1,500 千円	千円	令和 7 年 12 月	令和 7 年 12 月
⑪ S氏	元請		S邸手すり据え付け工事	宮崎県宮崎市			1,000 千円	千円	令和 7 年 3 月	令和 7 年 4 月
⑫ 東北産業(株)	下請		県道側溝工事		宮崎 建五郎	レ	8,000 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 7 月
⑬ 四国産業(株)	下請		県道側溝工事	"	宮崎 建六郎	レ	7,000 千円	千円	令和 7 年 5 月	令和 7 年 8 月

元請工事で軽微な工事が10件に達したら、元請工事についてはそれ以上記載する必要はありません。

(※注1)ただし、記載した元請工事の合計額が、全ての完成工事高の7割を超えていなければ、さらに続けて残りの500万円以上の工事のみを、全ての完成工事高の7割に達するまで記載してください。(⑫以降に記入する)

(※注2)残りの工事が全て500万円未満の軽微な工事である場合には、⑪までで記載は終了して構いません。

①～⑪の合計30,700千円 < 全ての完成工事高65,000×7割 = 45,500千円

②～⑪の件数=10件

軽微な工事について10件を越える部分は記載不要です。

記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため、ここで記載終了です。

※上記②～⑪ = 「軽微な工事」

小計	13	45,700	0	うち 元請工事	30,700	0
合計	52	85,000	0	うち 元請工事	50,000	0

記載例4

とび土工
コンクリート 工事 (税込・税抜)

(元請下請合わせて、軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼板上部	工 期		
					主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所には印を記載)	主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は 完成予定年月	
① 国土市	元請		小学校コンクリートブロック据え付け工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建次郎	レ	10,000 千円	千円	令和 6 年 11 月	令和 7 年 2 月
② 東北木市	元請		市道改修工事	宮崎県西都市	宮崎 三郎	レ	4,500 千円	千円	令和 7 年 2 月	令和 7 年 4 月
③ S氏	元請		S邸手すり据え付け工事	宮崎県国富町			3,200 千円	千円	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月
④ (株)関東建設	下請		大淀		宮崎 次郎	レ	8,000 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 12 月
⑤ 北陸産業(株)	下請		ビル新築工事のうち外構工事	宮崎県小林市	宮崎 建次郎	レ	5,500 千円	千円	令和 7 年 4 月	令和 7 年 6 月
⑥ 中部不動産	下請		マンション改築工事のうち足場仮設工事	宮崎県西都市	宮崎 建五郎	レ	2,500 千円	千円	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月
⑦ 近畿(有)	下請		アパート新築工事のうち杭打工事	宮崎県西都市	宮崎 建六郎	レ	2,000 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 9 月
⑧ K氏	下請		一般道地盤改良			レ	1,800 千円	千円	令和 7 年 2 月	令和 7 年 4 月
⑨ 北陸産業(株)	下請		一般道改良工事	宮崎県小林市	宮崎 建次郎	レ	1,800 千円	千円	令和 7 年 4 月	令和 7 年 4 月
⑩ 九州(株)	元請		アパート入口コンクリート工事	宮崎県新富町	宮崎 建五郎	レ	1,700 千円	千円	令和 7 年 12 月	令和 7 年 12 月
⑪ (株)山陰建設	下請		足場仮設工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建六郎	レ	1,800 千円	千円	令和 7 年 3 月	令和 7 年 4 月
⑫ 東北木市	元請		県道753号線道路側溝工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建次郎	レ	1,500 千円	千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 7 月
⑬ G氏	下請		県道側溝工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建五郎	レ	1,000 千円	千円	令和 7 年 5 月	令和 7 年 8 月

元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えて記載してください。

②・③+⑥～⑬の件数=10件

元請下請合わせて軽微な工事が10件に達したので、ここで記載終了です。

※上記②、③、⑥～⑬ = 「軽微な工事」

小計	13	45,200	0	うち 元請工事	20,900	0
合計	52	70,000	0	うち 元請工事	25,000	0

手 数 料 証 紙 貼 り 付 け 書

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
証 紙			

○左上のマスから順に「宮崎県収入証紙」を貼付してください。
(収入印紙ではありません)

○受審業種数に応じて、下の手数料一覧に記載の額の収入証紙を、額を間違えないように正確に貼付してください。

○破損(一部破損も含む)している収入証紙は絶対に貼付しないでください。

貼付した証紙の額を記入
証紙金額 円

土木事務所名及び許可番号を記入

管内名	商号又は名称	
許可番号第	号	会社名(屋号)を記入

(経営規模等評価申請及び総合評定値通知手数料)

審査業種	手数料	審査業種	手数料	審査業種	手数料
1業種	11,000 円	11業種	36,000 円	21業種	61,000 円
2業種	13,500	12業種	38,500	22業種	63,500
3業種	16,000	13業種	41,000	23業種	66,000
4業種	18,500	14業種	43,500	24業種	68,500
5業種	21,000	15業種	46,000	25業種	71,000
6業種	23,500	16業種	48,500	26業種	73,500
7業種	26,000	17業種	51,000	27業種	76,000
8業種	28,500	18業種	53,500	28業種	78,500
9業種	31,000	19業種	56,000	29業種	81,000
10業種	33,500	20業種	58,500		

※経営規模等評価のみを申請する場合は、上記手数料から<400円+1業種につき200円>を控除すること。

③ 資料編

1 面接審査当日に提出・提示する書類一覧表<チェック表>

提出する書類		チェック欄
1	経営状況分析結果通知書(原本1部)	全業者必要
提示する書類		チェック欄
○技術職員数確認書類		全業者必要
2	<p>※ 別紙二「技術職員名簿」、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」及び様式第5号「技能者名簿」に記載した者の分が必要</p> <p>(社会保険強制適用事業所) ①社会保険の標準報酬決定通知書(面接時で最新のものと)、②アイのいずれか(①と②の両方必要) ア)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し、イ)雇用証明書の写し ※被保険者以外は評価対象外(個人事業者の代表者を除く) ※2ヶ所以上で勤務している者については、①社会保険の標準報酬決定通知書(左下の事業所名称が申請業者名のもの)と、②上記アイのいずれか(①と②の両方必要) ※後期高齢者(75歳以上)については、①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②両方必要) ※審査基準日後に退職した職員がいる場合は、社会保険の資格喪失確認通知書</p> <p>(社会保険強制適用事業所以外) ①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②の両方必要)</p>	
	<p>※ 別紙二「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載した者の分が必要</p> <p>① 有資格者の場合 ・施工管理技士、建築士、電気工事士、技能士等の資格者証、登録基幹技能者講習修了証、能力評価(レベル判定)結果通知書の原本又は写し ※一級技術者で監理技術者証及び同講習修了証保有の場合 →①監理技術者証と、②講習修了証の原本又は写し(①と②の両方必要) ※審査基準日(決算日)時点で有効なもの</p> <p>② 実務経験者(指定学科卒業)の場合 ・卒業証明書</p>	
3	<p>○雇用保険確認書類(次の①②のいずれか)(R8.7.1改正以前の申請のみ)</p> <p>① 労働保険料完納証明書(納入証明書) ※審査基準日(決算日)を含む期(年度)分</p> <p>② 労働保険概算・確定保険申告書の控え(事務組合等を利用している場合には納入通知書)と、保険料領収書の両方 ※審査基準日(決算日)を含む年度のもの ※領収書を紛失した場合には、必ず納入証明書を持参すること。 ※二元適用事業所の申告書は、申告書左上の労働保険番号の所掌欄が「3」と記載されたもの</p>	該当業者は必要
4	<p>○社会保険確認書類(次の①②のいずれか)(R8.7.1改正以前の申請のみ)</p> <p>① 完納証明書(納入証明書)</p> <p>② 決算年度(審査基準期間)の全ての納入告知書及び領収書(右側の領収済額通知書の記載の月が決算期のもの) ※領収書を紛失した場合には、必ず納入証明書を持参すること。</p>	該当業者は必要
5	<p>○建退共確認書類(次の①②の両方)</p> <p>① 加入・履行証明書(審査基準期間のもの)</p> <p>② 建設業退職金手帳(面接日時点で有効な全員分)</p>	該当業者は必要
6	<p>○退職一時金制度・企業年金制度確認書類(次の①～⑦のいずれか)</p> <p>① 中小企業退職金共済制度の場合(アイウのいずれかと、エまたはオ、の両方) ア)加入証明書、イ)加入者証、ウ)加入者名簿、エ)領収証(ハガキ)、オ)引き落としが確認できる通帳若しくはその写し</p> <p>② 特定退職金共済制度の場合(アイウのいずれかと、エ、の両方※アに未入がない旨の記載がある場合はエは不要) ア)加入証明書、イ)加入者証、ウ)加入者名簿、エ)引き落としが確認できる通帳若しくはその写し、又は納入証明書</p> <p>③ 労働協約や就業規則に退職一時金制度の定めがある場合(アイ両方必要) ア)就業規則・退職金規程(改訂後最新版のものに限る)、イ)退職金の原資が確認できる書類 ※アは、労働基準監督署への届出義務がある事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る。</p> <p>④ 厚生年金基金の場合(ア、イ、ウのいずれか) ア)加入証明書、イ)標準報酬月額決定通知書と領収書、ウ)完納証明書</p> <p>⑤ 適格退職年金の場合(ア+イ、またはア+ウ、のいずれか) ア)適格退職年金契約書、イ)領収書、ウ)引落としが確認できる通帳若しくはその写し</p> <p>⑥ 確定拠出年金の場合(ア+イ、またはア+ウ、のいずれか) ア)確定拠出年金加入証明書、イ)領収書、ウ)引落としが確認できる通帳若しくはその写し</p> <p>⑦ 確定給付型企業年金の場合(ア+ウ、またはイ+ウ、のいずれか) ア)確定給付型企業年金基金加入者証明書 イ)加入者証書又は保険証券等(資産管理運用機関と締結した契約書) ウ)領収書又は引落としが確認できる通帳若しくはその写し</p>	該当業者は必要

7	<p>○法定外労災確認書類(次の①②のいずれかと、③の両方)</p> <p>① 保険証券(保険期間が審査基準日を跨ぐもので、下記の3条件が明記されているものに限る) ・通勤災害を補償の対象に含むこと ・後遺障害の1級～7級以上を補償の対象としていること ・下請負人を補償の対象としていること ※保険証券に上記の3条件が明記されていない場合は、各保険会社から付保証明(②加入証明書)を発行してもらうこと。</p> <p>② 加入証明書(各保険会社の支店長以上の者が証明者で、審査基準日を跨ぎ、上記3条件が記載されているものに限る)</p> <p>③ 政府労災保険(労働保険)の納入証明書、または所掌欄が「1」と記載された労働保険概算・確定保険申告書と領収書</p>	<p>該当業者は必要</p>
8	<p>○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の確認書類</p> <p>技術者</p> <p>① 別紙二「技術職員名簿」又は様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の原本(審査基準日前1年間の取得状況) (申請書提出時) ※申請書に上記①の写しを添付してください。</p> <p>技能者</p> <p>① 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価(レベル判定)結果通知書の原本(審査基準日より3年間に受けたもの) ② 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価(レベル判定)結果通知書の原本(審査基準日の3年前の日以前に受けたもの) ※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は不要 ③ 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の原本 ※施工体制台帳の作成義務がない建設工事のみ従事した場合は不要 (申請書提出時) ※申請書に上記①～③の写しを添付してください。</p>	<p>該当業者は必要</p>
9	<p>○ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況確認書類</p> <p>① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定通知書 ※いずれか1点を提出(審査基準日において認定されていること) ・えるぼし認定(1段階目) ・えるぼし認定(2段階目) ・えるぼし認定(3段階目) ・プラチナえるぼし認定</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定通知書 ※いずれか1点を提出(審査基準日において認定されていること) ・くるみん認定 ・トライくるみん認定 ・プラチナくるみん認定</p> <p>③ 青少年の雇用に関する法律に基づく認定通知書 ・ユースエール認定(審査基準日において認定されていること)</p>	<p>該当業者は必要</p>
10	<p>○建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度確認書類(R8.7.1改正以降の申請のみ)</p> <p>・自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し(審査基準日において宣言の有効期間内であること)</p>	<p>該当業者は必要</p>
11	<p>○防災協定確認書類(次のいずれか)</p> <p>① 国、地方公共団体、特殊法人等と、直接防災協定を締結している場合 ・国、地方公共団体、特殊法人等と直接締結している「防災協定書」の写し</p> <p>② 所属する一般社団法人等の団体が、国、地方公共団体、特殊法人等と防災協定を締結している場合(下記両方必要) ・国、地方公共団体、特殊法人等と、所属する団体が締結している「防災協定書」の写し ・所属する団体の長が発行した、災害応急活動に従事する旨が記載された「証明書」(審査基準日(決算日)時点での証明)</p>	<p>該当業者は必要</p>
12	<p>○建設業の経理の状況確認書類</p> <p>常勤性</p> <p>2 ○技術職員数確認書類の常勤性確認書類と同じ</p> <p>資格</p> <p>① 会計監査人を設置している場合(両方必要) ・商業登記簿謄本の写し ・有価証券報告書又は監査報告書(無限定適正意見又は限定付適正意見を表明のもの)の写し</p> <p>② 会計参与を設置している場合(両方必要) ・会計参与報告書(原本の写しの提出が必要) ・商業登記簿謄本の写し</p> <p>③ 公認会計士、税理士を常勤職員として雇用している場合(ア+イ+ウ必要) ア) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類(別添書類含む)」の原本の提出が必要(自筆の署名が必要) イ) 公認会計士、税理士の資格者証又はその写し ウ) 公認会計士は公認会計士法第28条の規定による研修、税理士は所属税理士会が認定する研修の受講を証する書類 ※ ただし、ウ)については、以下に該当する場合は不要 ・資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から1年を経過しない者</p> <p>④ 1級建設業経理士検定試験合格者を常勤職員として雇用している場合(ア+イ+ウ必要) ア) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類(別添書類含む)」の原本の提出が必要(自筆の署名が必要) イ) 1級建設業経理士検定試験の合格証又はその写し ウ) 登録経理講習の受講を証する書類 ※ ただし、ウ)については、以下に該当する場合は不要 ・登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者</p> <p>⑤ 2級建設業経理士検定試験に合格した者を常勤の職員として雇用している場合(ア+イ必要) ア) 2級建設業経理士検定試験の合格証又はその写し イ) 登録経理講習の受講を証する書類 ※ ただし、イ)については、以下に該当する場合は不要 ・登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者</p>	<p>該当業者は必要</p>

13	<p>○建設機械の保有状況の確認書類(①②のいずれかと、③及び④の面方)</p> <p>① 建設機械を自己で保有している場合(次のいずれか) ※メーカー名、型式、製造番号等が確認できるものに限る。 ・売買契約書(または販売元が証明する「販売証明書」、譲渡元が発行する「譲渡証明書」) ・償却資産台帳(型式や製造番号等が申請書のものとは一致していることが確認できる場合に限る)</p> <p>② リース契約している場合 ・リース契約書</p> <p>③ 特定自主検査記録表(検査実施年月日が審査基準日直前1年間(不整地運搬車は審査基準日直前2年間)のもの)、 自動車検査証記録事項(ダンプ、アスファルト・フィニッシャの場合)、移動式クレーン検査証(移動式クレーンの場合)、</p> <p>④ 次の規格を満たしていることが確認できる資料(カタログ、写真等) ・ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの ・ブルドーザー:自重が3トン以上のもの ・トラクターショベル:バケット容量が0.4立方メートル以上のもの ・モーターグレーダー:自重が5トン以上のもの ・移動式クレーン:つり上げ荷重3トン以上のもの ・ダンプ車:土砂の運搬が可能な全てのダンプ(車検証の車体の形状欄が、ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラのいずれかのもの) ・締固め用機械:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等 ・解体用機械:ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 ・高所作業車:作業床の高さが2m以上のもの ・アスファルト・フィニッシャ:(車検証の車体の形状欄が、アスファルト・フィニッシャのもの) ・不整地運搬車</p>	該当業者は必要
14	<p>○エコアクション21、ISOの取得状況の確認書類</p> <p>・エコアクション21、ISO登録証(審査基準日を含む期間のもの) ※業種や営業所の範囲等が別紙(付属書)に記載されている場合は付属書が必要</p>	該当業者は必要
15	<p>○資本金借入金の確認書類(審査基準日がR7.3.31以後の申請のみ)</p> <p>・当該借入金の契約書の写し</p>	該当業者は必要
16	<p>○完成工事高確認書類(次の①～③のすべて)</p> <p>※前年度に経営事項審査を受けていない場合、別紙1において「2期平均」を選択した場合は2期分、「3年平均」を選択した場合は3期分、以下の書類が必要です。</p> <p>① 工事経歴書に記載の契約書、注文書等(原本) ※相手方の記名押印があるものに限る。受付印のない請書は、入金分かる通帳を提示してください。 ※円滑な面接審査の進行のため、事前に契約書等を工事経歴書の記載順に並べ替えたり、付箋を貼る等の整理をお願いします。</p> <p>② JV工事については①に加え、JV協定書 ③ 工事台帳、①の請負額の入金が確認できる通帳 ※①②で疑義が生じた場合に面接時に確認。</p>	全業者必要
17	<p>○資本金額等確認書類(いずれも審査基準日直近2期分)</p> <p>税務署に提出した確定申告決算書類(貸借対照表、損益計算書、青色申告決算書等)</p>	全業者必要
18	<p>○消費税確認書類(次の①②の面方) ※審査基準年度が課税業者は全業者必要</p> <p>① 消費税の申告書の控え ※前期受審なし 又は 決算期変更の場合は、直近2期分 ② 消費税の納税証明書(その1) ※前期受審なし 又は 決算期変更の場合は、直近2期分 ※未納があっても必要</p>	全業者必要
19	<p>経営事項審査申請書(副本(会社控え))</p>	全業者必要
20	<p>建設業許可の申請書(副本(会社控え))</p>	全業者必要
21	<p>決算の変更届出書(副本(直近2期分))</p>	全業者必要

2 建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類 (建設業法別表)	業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
1	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ガラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5	とび・土工	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

建設工事の種類 (建設業法別表)	業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
6	石 工 事 石 工 事 業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋 根 工 事 屋 工 事 業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって、「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電 気 工 事 電 工 事 業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9	管 工 事 管 工 事 業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用下水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
(建設業法別表)	(建設業法別表)	(告示)	(建設業許可事務ガイドライン)	(建設業許可事務ガイドライン)
10 タイル・れんが・ブロック工	タイル・れんが・ブロック工	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工	鋼構造物工	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工	しゅんせつ工	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって、「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
(建設業法別表)	(建設業法別表)	(告示)	(建設業許可事務ガイドライン)	(建設業許可事務ガイドライン)
18	防水工事	防水 水業 防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上 工事業 内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具 設置 工事業 機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁 工事業 熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信 工事業 電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23	造園工事	造園 工事業 造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井 工事業 さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
(建設業法別表)	(建設業法別表)	(告示)	(建設業許可事務ガイドライン)	(建設業許可事務ガイドライン)
25	建具工事	建具業 工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設業 上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工事	消防施設業 火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設業 し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事	解体業 工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

○工事経歴書の作成にあたっては、上記の29業種区分の一覧表(告示やガイドライン)に従って、建設工事の一つひとつ適切に仕分けしたうえで作成してください。

○例示のない専門工事のため、どの業種にあたるか判断に迷う場合は、事前に管理課にお問い合わせください。

3 各種コード表<申請等の区分、処理の区分>

■様式第25号の14[項番05](申請等の区分) (記入例:P22)

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

■様式第25号の14[項番06](「処理の区分」の左側) (記入例:P22)

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例)令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例)令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和5年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和6年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和5年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和6年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和6年3月31日)より前の日(令和5年11月1日)に申請するとき

■様式第25号の14[項番06](「処理の区分」の右側) (記入例:P22)

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受け申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受け申請する場合

4 各種コード表<許可を受けている建設業、建設業の略号、業種コード>

■ 様式第25号の14〔項番15〕(許可を受けている建設業) (記入例：P22)

1	一般建設業	2	特定建設業
---	-------	---	-------

■ 様式第25号の14〔項番15〕(許可を受けている建設業の略号) (記入例：P22)

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゅ)	しゅんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

■ 別紙1〔項番32〕(業種コード) (記入例：P28)

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

■ 別紙1〔項番82〕(業種コード) (記入例：P41)

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

5 各種コード表<市町村コード、指定学科一覧表>

■市町村コード一覧表 (記入例：P22)

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
宮崎市	45201	串間市	45207	高鍋町	45401	諸塚村	45429
宮崎市(高岡町)	45381	西都市	45208	新富町	45402	椎葉村	45430
都城市	45202	えびの市	45209	西米良村	45403	椎葉村大河内	45439
延岡市	45203	三股町	45341	木城町	45404	美郷町	45431
日南市	45204	高原町	45361	川南町	45405	高千穂町	45441
小林市	45205	国富町	45382	都農町	45406	日之影町	45442
日向市	45206	綾町	45383	門川町	45421	五ヶ瀬町	45443

■指定学科一覧表 (関連ページ：P46)

建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

6 業種別有資格区分コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）

「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）

別表（四）業種別技術職員コード表 1/3

コード	建設業の種類																																
	土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）																																
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）																																
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）																																
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）																																
005	監理技術者を補佐する資格を有する者（該当する業種について主任技術者となる資格を有し、1級技士補または監理技術者となる資格を有する者）																																
監理技術者を補佐する者として配置可能な2業種以内に限り4点づつ配点																																	
建設業法（技術検定）	111	5	5				5	5									5																
	11F	1級建設機械施工管理技士補																															
	212	2	2				2	2										2															
	21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																															
	113	5	5			1※	5	5	5	1※			1※	5	5	1※	5	5		5	1※		1※			1※			5		1※	5	
	11H	1級土木施工管理技士補																															
	214	2	2			1〇	2	2	2	1〇			1〇	2	2	1〇	2	2		1〇	1〇		1〇			1〇			2		1〇	2	
	21J	2級土木施工管理技士補																															
	215	2級土木施工管理技士																															
	21K	2級土木施工管理技士補																															
	216	2級土木施工管理技士																															
	21L	2級土木施工管理技士補																															
	120	5	5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	1※	5					5	1※	1※	1※	5
	12C	1級建築施工管理技士補																															
	221	2級建築施工管理技士																															
	222	2級建築施工管理技士補																															
	223	2級建築施工管理技士																															
	22D	2級建築施工管理技士補																															
	127	1級電気工事施工管理技士																															
	12E	1級電気工事施工管理技士補																															
	228	2級電気工事施工管理技士																															
	22F	2級電気工事施工管理技士補																															
	129	1級管工事施工管理技士																															
	12G	1級管工事施工管理技士補																															
	230	2級管工事施工管理技士																															
	23A	2級管工事施工管理技士補																															
	131	1級電気通信工事施工管理技士																															
	13B	1級電気通信工事施工管理技士補																															
232	2級電気通信工事施工管理技士																																
23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																
133	1級造園施工管理技士																																
13D	1級造園施工管理技士補																																
234	2級造園施工管理技士																																
23E	2級造園施工管理技士補																																

7 登録基幹技能者の種類一覧

	登録基幹技能者の種類	加点对象となる建設業の種類	実施機関名
1	登録電気工事基幹技能者	電気工事、電気通信工事	(一社)日本電設工業協会
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物工事、とび土工工事	(一社)日本橋梁建設協会
3	登録造園基幹技能者	造園工事	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび土工工事	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
5	登録防水基幹技能者	防水工事	(一社)全国防水工業協会
6	登録トンネル基幹技能者	土木工事、とび土工工事	(一社)日本トンネル専門工業協会
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装工事	(一社)日本塗装工業会
8	登録左官基幹技能者	左官工事	(一社)日本左官業組合連合会
9	登録機械土工基幹技能者	土木工事、とび土工工事	(一社)日本機械土工協会
10	登録海上起重基幹技能者	土木工事、しゅんせつ工事	(一社)日本海上起重技術協会
11	登録PC工事基幹技能者	土木工事、とび土工工事、鉄筋工事	(一社)プレストレス・コンクリート工業協会
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋工事	(公社)全国鉄筋工業協会
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋工事	全国圧接業協同組合連合会
14	登録型枠基幹技能者	大工工事	(一社)日本型枠工業協会
15	登録配管基幹技能者	管工事	(一社)日本空調衛生工業協会 全国管工業協同組合連合会 (一社)日本配管工業団体連合会
16	登録窯・土工基幹技能者	とび土工工事	(一社)日本建設窯業工業団体連合会 (一社)日本窯工業連合会
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび土工工事	ダイヤモンド工業協同組合
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上工事	(一社)全国建設室内工業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具工事	(一社)カーテンウォール・防火開口部協会 (一社)日本サッシ協会
20	登録エクステリア基幹技能者	タイルねんがブロック工事、とび土工工事、石工事	(公社)日本エクステリア建設業協会
21	登録建築板金基幹技能者	板金工事、屋根工事	(一社)日本建築板金協会
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装工事、左官工事、防水工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
23	登録ダクト基幹技能者	管工事	(一社)日本空調衛生工業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(一社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび土工工事	(一社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	土木工事、とび土工工事、ほ装工事、造園工事	(一社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工工事	(一社)全国基礎工業協同組合連合会 (一社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	タイルねんがブロック工事	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび土工工事、塗装工事	(一社)全国道路標識・標示業協会
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事	消防施設工事協会
32	登録建築大工基幹技能者	大工工事	(一社)全国中小建築工業事業団体連合会 (一社)JBN・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 (一社)日本木造住宅産業協会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会
33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子高工協同組合連合会
34	登録ALC基幹技能者	タイルねんがブロック工事	(一社)ALC協会
35	登録土工基幹技能者	土木工事、とび土工工事	(一社)日本機械土工協会
36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁工事業	(一社)日本ウレタン断熱協会
37	登録免破・破砕基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)日本免破・破砕協会
38	登録建築測量基幹技能者	大工工事業	(一社)全国建築測量協会
39	登録解体基幹技能者	解体工事業	(公社)全国解体工業事業団体連合会
40	登録圧入工事基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)全国圧入協会
41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工工事業、電気工事業	(一社)送電線建設技術研究会
42	登録さく井基幹技能者	さく井工事業	(一社)全国さく井協会
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)日本建設あと施工アンカー協会
44	登録計装基幹技能者	電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業	(一社)日本計装工業会
45	登録土質改良基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)全国建設発生土リサイクル協会
46	登録都市トンネル基幹技能者	とび・土工工事業	(公社)日本推進技術協会
47	登録潜函基幹技能者	とび・土工工事業	日本圧気技術協会
48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)全国特定法面保護協会
49	登録斜面防災基幹技能者	とび・土工工事業、さく井工事業	(一社)斜面防災対策技術協会
50	登録石材施工基幹技能者	石工事業	全国建築石材工業会

※講習については、各登録基幹技能者講習実施機関へお問い合わせください。

※登録基幹技能者講習については、各登録基幹技能者講習実施機関へお問い合わせください。

8 認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業一覧

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゆんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破碎技能者能力評価基準	とび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工
さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	とび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工

※認定能力評価基準については、各能力評価実施機関へお問い合わせください。

9 県庁管理課ホームページのご案内

今後、関係法令の改正があったとき等、制度の変更があった場合は、県庁管理課のホームページ等で随時お知らせします。申請等を行う方は、常に事前に必ず最新の情報を確認してください。

県庁管理課ホームページについて

① 県庁トップページ



「しごと・産業」をクリック

② 公共事業・建築・土木



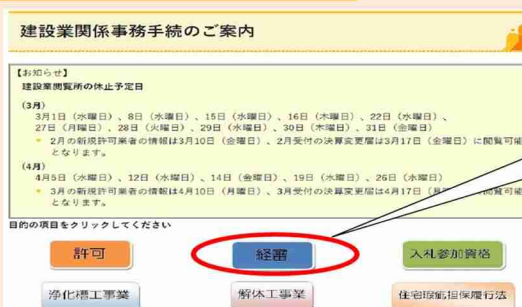
公共事業・建築・土木の
「建設業」をクリック

③ 建設業



「建設業関係事務手続のご案内」をクリック

④ 建設業関係事務手続のご案内



「経審」をクリック

(経営事項審査関連における県庁管理課ホームページ掲載内容)

- 経営事項審査申請書様式、記載要領、記入例
- 経営事項審査制度全般についての留意事項、制度改正情報
- 面接審査の日程表（会場別年間面接予定表、業者別面接日程・時間割表）
- この「経営事項審査申請の手引き」のPDF版

この手引きの内容についてご不明な点は、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

宮崎県県土整備部管理課建設業担当（県庁防災庁舎9階）

TEL 0985-26-7176



経営事項審査申請の手引き（経営規模等評価申請・総合評定値請求）
【宮崎県知事許可業者用】

令和8年5月発行

宮崎県 県土整備部管理課 建設業担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1

県庁防災庁舎9階

電話 0985-26-7176

FAX 0985-26-7312

宮崎県庁ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>